



# 119情報

区連会 5 月 定例会  
令和 7 年 5 月 21 日  
都筑消防署総務・予防課

## ■ 区内の火災状況

都筑消防署

| 区分 / 年別     |                 | 令和 7 年 |     | 令和 6 年 |    | 累計前年比 増△減 |
|-------------|-----------------|--------|-----|--------|----|-----------|
|             |                 | 4月     | 累計  | 4月     | 累計 |           |
| 火 災 件 数 (件) |                 | 4      | 15  | 0      | 4  | 11        |
| 火災種別        | 建 物 火 災 (件)     | 1      | 5   | 0      | 3  | 2         |
|             | 車 両 火 災 (件)     | 1      | 4   | 0      | 1  | 3         |
|             | そ の 他 の 火 災 (件) | 2      | 6   | 0      | 0  | 6         |
| 焼 損 面 積 (㎡) |                 | 47     | 146 | 0      | 0  | 146       |
| 死 者 (人)     |                 | 0      | 0   | 0      | 0  | 0         |

【4 月中 4 件】 4 月 5 日 牛久保三丁目 建物火災 4 月 6 日 北山田七丁目 車両火災  
4 月 10 日 中川四丁目 その他火災 4 月 25 日 茅ヶ崎中央 その他火災

## ■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら #7119



| 区分 / 年別     |             | 令和 7 年 |       | 令和 6 年 |       | 累計前年比 増△減 |
|-------------|-------------|--------|-------|--------|-------|-----------|
|             |             | 4月     | 累計    | 4月     | 累計    |           |
| 救 急 件 数 (件) |             | 770    | 3,488 | 809    | 3,537 | △ 49      |
| 救急種別        | 急 病 (件)     | 523    | 2,477 | 562    | 2,497 | △ 20      |
|             | 交 通 事 故 (件) | 36     | 140   | 37     | 174   | △ 34      |
|             | 一 般 負 傷 (件) | 164    | 652   | 152    | 650   | 2         |
|             | そ の 他 (件)   | 47     | 219   | 58     | 216   | 3         |

※ 数値は速報値のため、変更になる場合があります。

## 2025年度 全国統一防火標語について

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、消防庁が一般社団法人日本損害保険協会との共催で、全国統一防火標語を作成しております。

2025年度 全国統一防火標語は

「**急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし**」

となっています。

今年度はこの標語を活用し、1年間火災予防の啓発活動を行います。



住宅用火災警報器は**10年**を目安に

**点検**

**交換**

をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は  
**都筑消防署**  
までお問合せください

**☎045-945-0119**

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

# 「よこはま防災 e-パーク」のお知らせ

防災のことを学びたいけど…



そんな方には・・・

時間や場所にとらわれることなく、動画等により防災を学べるウェブサイト

「**よこはま防災 e-パーク**」がオススメです！

いざという時に役立つ動画コンテンツが充実しています！！

学習方法は・・・

WEB サイト上から学習できます。



**アクセスはコチラ**

よこはま防災e-パーク

検索

<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>



内容は・・・

「火災」、「地震」、「風水害」、「救急」などいざという時に必要な知識をオールインワンで学習できます。子どもや子育て世代、災害別など、利用者のニーズに応じて分かりやすく学ぶことができます。

なるほど！



「体験を希望」される方は・・・

一般コース終了後、横浜市民防災センター（横浜市神奈川区沢渡 4-7）で実施する体験の予約がよこはま防災 e パーク内からできます。※主な内容：消火器取扱い方法、AED 取扱い方法、水災害体験など

いつでも・どこでも・身近に防災を学ぼう！

都筑消防署総務・予防課予防係 ☎ 045-945-0119

## 一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

### 1 趣旨

令和 7 年 12 月 1 日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の御協力をお願いいたします。

なお、御推薦や推薦準備会の開催にあたっては、地区民児協の代表に必ず御相談をいただくよう、お願いいたします。

推薦書類の提出期限は、【令和 7 年 8 月 15 日（金）まで】です。

地区連合町内会の皆様：主任児童委員を御推薦ください。

自治会町内会の皆様：民生委員・児童委員を御推薦ください。

資料 4 及び別紙参照

### 2 今回の一斉改選における主な変更点

#### (1) 推薦準備会の省略

御負担軽減のため、次の条件を満たしたときは（連合）地区推薦準備会の設置を省略可能です。ただし、民生委員で候補者が年齢要件の特例（※(2)参照）に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要です。

**【省略可能な条件】** 次の 3 つの条件を満たしたとき

- ア 全候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- イ 自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表が現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意している
- ウ 地区民児協の代表が現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意している

#### (2) 年齢要件の特例（民生委員・児童委員の場合）

候補者の選出が困難な場合、次の条件を満たしたときは 1 期（3 年間）のみを再任期間として、75 歳以上（令和 7 年 4 月 1 日現在）の方とすることができます。

**【特例の条件】** 次の 3 つの条件を満たしたとき

- ア 健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- イ 自治会町内会の代表（会長）の同意がある
- ウ 地区民児協の代表（会長）の同意がある

#### (3) バトンタッチサポーター（仮称）の導入 資料 7 参照

新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、希望する地区にバトンタッチサポーター（仮称）制度を導入します。

### 3 その他

一斉改選に向けて、今後、説明動画（①民生委員・児童委員、主任児童委員の概要、②推薦手続きについて）を区ホームページに掲載予定です（6 月上旬頃）。

また、提出資料の様式については、区ホームページに掲載しています。



（裏面あり）

#### 4 添付資料（市連会 5 月定例会資料）

- （1）別紙 推薦手続簡易フロー
- （2）市連会 5 月定例会説明資料
- （3）資料 1 令和 7 年民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- （4）資料 2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図
- （5）資料 3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- （6）資料 4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- （7）資料 5 令和 6 年 12 月 1 日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧
- （8）資料 6 「やってみませんか？民生委員・児童委員」チラシ
- （9）資料 7 バトンタッチサポーター（仮称）制度について

担当：都筑区福祉保健課運営企画係 大関・高川

電話 9 4 8－2 3 4 1

E-mail [tz-uneikikaku@city.yokohama.lg.jp](mailto:tz-uneikikaku@city.yokohama.lg.jp)



## 民生委員候補者推薦に関して、各自治会/町内会でお願いする事項

民生委員として推薦いただく候補者が  
全員、再任者(特例※を除く)の場合

- ① 現在の民生委員に、  
12月以降の委員継続について  
同意を得ます。



- ② 現在の民生委員に、  
「候補者履歴書(様式第1号)」を  
書いてもらいます。



- ③ 「再任確認書(様式第3号)」を作成します。  
再任者の推薦については、地区推薦準備会の  
開催は必要ありませんが、

- ・自治会を代表する方、
  - ・地区民児協を代表する方 の
- 同意と署名が必要になります。



- ④ ②③で作成した2つの書類「候補者履歴書」と  
「再任確認書」を区役所に提出します。

民生委員として推薦いただく候補者が  
新任、再任者(特例※)の場合

- ① 新たに民生委員として活動してくれる方を  
さがし、同意を得ます。



※どうしても候補者が見つからない場合は、  
75歳以上の現任委員を、「特例」として  
一度だけ推薦することが可能です。

- ② 民生委員の候補者に、  
「候補者履歴書(様式第1号)」を  
書いてもらいます。



- ③ 地区推薦準備会開催に向けて推薦人(5人～  
10人)を選出※し、「推薦人選出報告書」を  
作成します。

【推薦準備会について】

- ・自治会を代表する方と地区民児協を代表する方  
の出席は必須です。

※推薦人は、当該エリアの自治会関係者や  
福祉関係者等から選出をします。



- ④ 地区推薦準備会を開催し、  
民生委員候補者としての適格性を審議し、  
同意を得ます。

(地区推薦準備会の進め方に関する資料もあります)



- ⑤ 地区推薦準備会の  
「会議録(様式第2号)」を作成します。



- ⑥ ②③⑤で作成した3つの書類「候補者履歴書」  
「推薦人選出報告書」「会議録」を区役所に提出します。



## ※特例とは？

推薦いただく候補者は、R7/4/1時点で74歳以下の方ですが、どうしても候補者が見つからない場合は、75歳以上の現任委員を、「特例」として一度だけ推薦することが可能です。その場合は、新任の流れを用いた推薦となります。(推薦準備会の開催も必須です)

## 主任児童委員候補者推薦に関して、各連合町内会でお願いする事項

主任児童委員として推薦いただく候補者が  
全員、再任者の場合

- ① 現在の主任児童委員に、  
12月以降の委員継続について  
同意を得ます。



- ② 現在の主任児童委員に、  
「候補者履歴書(様式第1号)」を  
書いてもらいます。



- ③ 「再任確認書(様式第3号)」を作成します。  
再任者の推薦については、連合地区推薦準備会の  
開催は必要ありませんが、

・連合町内会を代表する方、  
・地区民児協を代表する方 の  
同意と署名が必要になります。



- ④ ②③で作成した2つの書類「候補者履歴書」と  
「再任確認書」を区役所に提出します。

主任児童委員として推薦いただく候補者が  
新任の場合

- ① 新たに主任児童委員として活動してくれる方を  
さがし、同意を得ます。



- ② 主任児童委員の候補者に、  
「候補者履歴書(様式第1号)」を  
書いてもらいます。



- ③ 連合地区推薦準備会開催に向けて推薦人(5人～  
10人)を選出※し、「推薦人選出報告書」を  
作成します。

## 【推薦準備会について】

・連合町内会を代表する方と地区民児協を代表する方  
の出席は必須です。

※推薦人は、当該エリアの自治会関係者や  
福祉関係者等から選出をします。



- ④ 連合地区推薦準備会を開催し、  
主任児童委員候補者としての適格性を審議し、  
同意を得ます。

(推薦準備会の進め方に関する資料もあります)



- ⑤ 連合地区推薦準備会の  
「会議録(様式第2号)」を作成します。



- ⑥ ②③⑤で作成した3つの書類「候補者履歴書」  
「推薦人選出報告書」「会議録」を区役所に提出します。



## 一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

### 1 趣旨

令和 7 年 12 月 1 日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。

令和 7 年 2 月の市連会定例会にてご報告させていただきました民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策についても、順次、取組みを進めてまいりますので、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

### 3 依頼事項

(1) 推薦準備会の開催

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦

(3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

<手続きの流れ>

|          | 自治会町内会                                                                                    | 地区連合町内会                                                    |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 推薦の対象    | 民生委員・児童委員                                                                                 | 主任児童委員                                                     |
| 推薦人の選任   | ・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。                                  | ・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。  |
| 推薦準備会の開催 | ・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。                                 | ・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。 |
| 開催時期     | 6 月から 8 月にかけて、各地区で開催をお願いします。<br>※具体的な推薦手続については、5～6 月に各区福祉保健課から自治会町内会長、地区連合町内会長あてご案内いたします。 |                                                            |
| 書類の提出    | 候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区福祉保健課にご提出ください。                                                         |                                                            |
| 委嘱日      | 令和 7（2025）年 12 月 1 日                                                                      |                                                            |

## 4 推薦準備会開催にあたっての留意事項

(1) 地区で推薦準備会※を開催し、協議のうえ候補者を推薦してください。

### 【負担軽減・活動支援策】

※令和7年12月の一斉改選より、以下の条件を満たしたとき、(連合)地区推薦準備会の設置を省略することが可能(設置も可能)となります。なお、民生委員で候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。

【条件】下記3つの条件を満たしたときのみ、地区推薦準備会の設置を省略することが可能

- ① 全候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ② 自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表が現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意している
- ③ 地区民児協の代表が現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意している

(2) 候補者の選考にあたっては、資格要件（適任者、年齢要件、居住要件（資料4参照））をご確認ください。

### 【年齢要件の特例について】

※民生委員については、令和7年12月の一斉改選より、候補者の選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の方とすることができます。（条件あり）

【条件】下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。

- ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある
- ③地区民児協の代表（会長）の同意がある

※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める

(3) 新たな候補者には、民生委員・児童委員及び主任児童委員業務について、十分な御説明をお願いします。

(4) 推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について、他の推薦人に御説明いただくことや、推薦準備会における疑義等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須としています。

## 5 チラシのご活用について（資料6）【負担軽減・活動支援策】

民生委員・児童委員をご紹介しますチラシ「やってみませんか？民生委員・児童委員」を令和7年1月に作成しました。候補者をお探しいただく際などにご活用ください。

## 6 バトンタッチサポーター（仮称）について（資料7）【負担軽減・活動支援策】

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、希望する地区にバトンタッチサポーター（仮称）制度を導入します。

## 7 添付資料

- (1) 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（資料1）
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の受付図（資料2）
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料3）
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料4）
- (5) 令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数 一覧（資料5）
- (6) 「やってみませんか？民生委員・児童委員」チラシ（資料6）
- (7) バトンタッチサポーター（仮称）制度について（資料7）

担当：健康福祉局地域支援課 阿部、下山

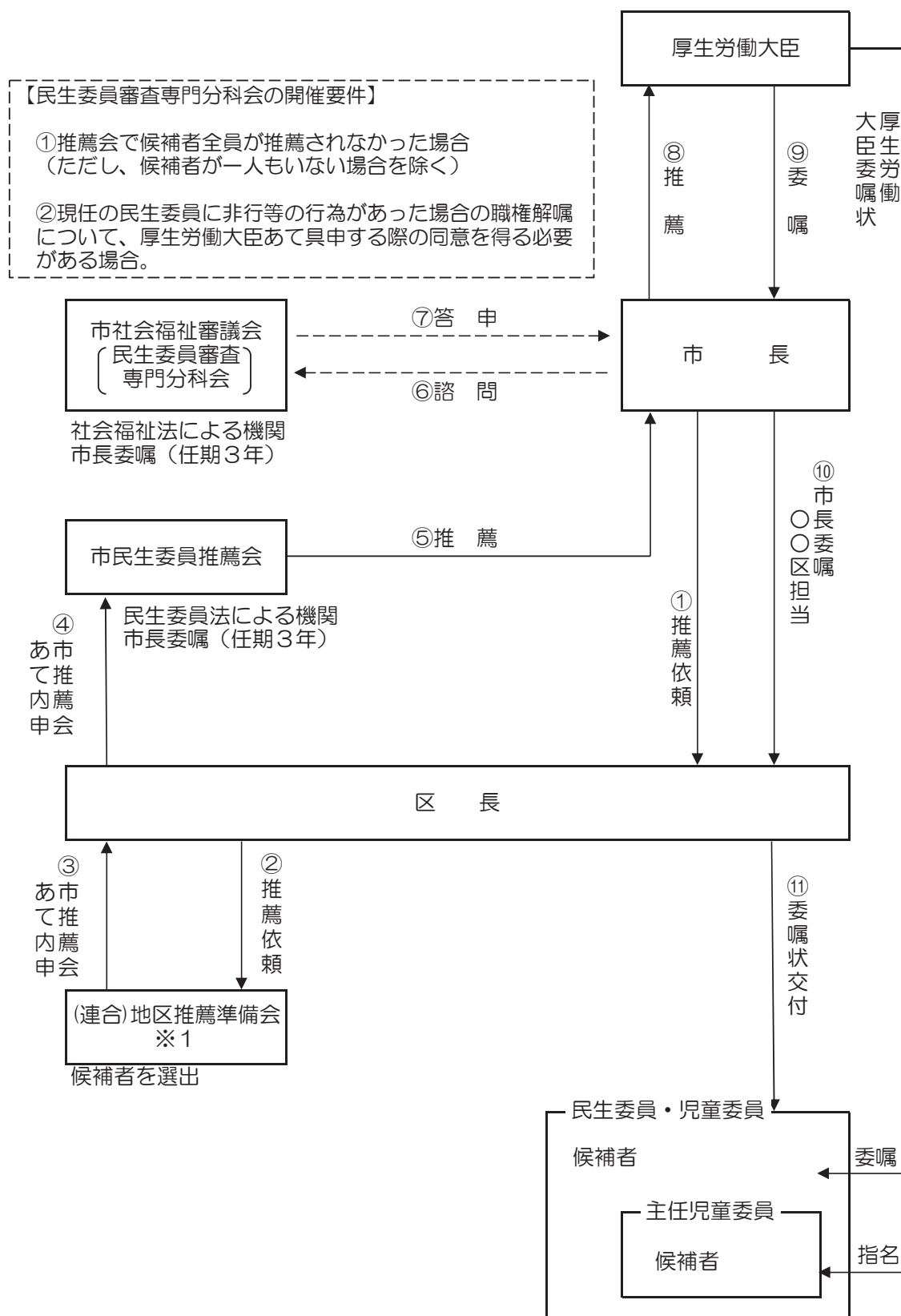
TEL：671-4046、FAX：664-3622

Email：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

## 令和7（2025）年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

|     |                |                                                |
|-----|----------------|------------------------------------------------|
|     |                | 令和7（2025）年12月1日付け委嘱者                           |
|     |                | ①民生委員・児童委員：一斉改選<br>②主任児童委員：一斉改選                |
|     |                | 任期・・・令和7（2025）年12月 1日から<br>令和10（2028）年11月30日まで |
| 2月  | 上旬<br>中旬<br>下旬 |                                                |
| 3月  | 上旬<br>中旬<br>下旬 |                                                |
| 4月  | 上旬<br>中旬<br>下旬 |                                                |
| 5月  | 上旬<br>中旬<br>下旬 | 市連会協力依頼<br>区連会協力依頼                             |
| 6月  | 上旬<br>中旬<br>下旬 | 連合・地区へ推薦依頼<br><br>連合・地区推薦準備会開催                 |
| 7月  | 上旬<br>中旬<br>下旬 |                                                |
| 8月  | 上旬<br>中旬<br>下旬 |                                                |
| 9月  | 上旬<br>中旬<br>下旬 | 区より市推薦会に候補者内申                                  |
| 10月 | 上旬<br>中旬<br>下旬 | 市推薦会、市審査会開催                                    |
| 11月 | 上旬<br>中旬<br>下旬 | 厚生労働大臣あて推薦                                     |
| 12月 | 上旬<br>中旬<br>下旬 | 令和7(2025)年12月1日付け委嘱                            |

## 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



※1 全ての候補者が現在の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表及び地区民児協の代表が、現在の民生委員（主任児童委員）を候補者として再び推薦することに同意している場合は、（連合）地区推薦準備会の設置を省略することができます。なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置は省略できません。

## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

### 【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

### 【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

### 【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

### 【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

### 【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。



## 【参考】活動費の支給と会費のご負担について

### 【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

### 【会費の負担】

年間＜8,500＞円（令和 7 年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

### 【会費の内訳・使途】

| 項目           | 金額（円） |                                                                    |
|--------------|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 市民児協会費       | 2,180 | 主に、区・地区民児協事業費に充当                                                   |
| 市民協互助事業会費    | 1,600 | 民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当                              |
| 市民児協周年事業積立金  | 100   | 周年事業費としての積立金に充当                                                    |
| 全民児連会費       | 700   | 全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当                                      |
| 全国互助共励会費     | 1,900 | 全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共励事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当 |
| 関ブロ民連会費      | 20    | 関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関ブロ民連事業費）に充当                                |
| 横浜市社会福祉協議会会費 | 1,000 | 市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当                           |
| 市民児協会費 計     | 7,500 |                                                                    |

|              |       |  |
|--------------|-------|--|
| 都筑区社会福祉協議会会費 | 1,000 |  |
| 合計           | 8,500 |  |

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

|                                            | 民生委員・児童委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 主任児童委員                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 資格要件                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ①適任者                                       | <div> 18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方</li> <li>個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul> </div>                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ②年齢要件<br>(基準日)<br>令和 7 (2025) 年<br>4 月 1 日 | <p>◆新任                    <b>6 8 歳</b>までの方<br/>(昭和 31 年 4 月 2 日以降出生)<br/>※選出が困難な場合に限り、74 歳（昭和 25 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。</p> <p>◆現任・元職            <b>7 4 歳</b>までの方<br/>(昭和 25 年 4 月 2 日以降出生)<br/>※現任について、選出が困難な場合に限り、1 期（3 年間）のみを再任期間として、75 歳以上の方とすることができま<br/>す。(条件あり)<br/><u>【条件】</u><br/>下記 3 つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。<br/>①健康で本人に意欲があり活動に支障がない<br/>②自治会町内会の代表（会長）の同意がある<br/>③地区民児協の代表（会長）の同意がある<br/><u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p> | <p>◆新任                    <b>5 4 歳</b>までの方<br/>(昭和 45 年 4 月 2 日以降出生)<br/><u>※選出が困難な場合に限り、58 歳（昭和 41 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。</u></p> <p>◆現任・元職            <b>6 0 歳</b>までの方<br/>(昭和 39 年 4 月 2 日以降出生)<br/><u>※現任について、選出が困難な場合に限り、64 歳（昭和 35 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。</u></p> |
| ③居住要件                                      | <div>原則、担当地域内に居住する方</div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2. 任期                                      | <div> <b>3 年</b> 令和 10 年(2028)年 1 1 月 3 0 日まで </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3. 推薦主体</p> <p>①設置の単位</p> <p>②構成</p> <p>③構成員<br/>(推薦人)</p> | <p>地区推薦準備会</p> <p>主に自治会町内会を単位とします。</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方<br/> <u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>連合地区推薦準備会</p> <p>主に地区連合町内会を単位とします。<br/>(地区民児協を単位とします。)</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方<br/> <u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p> </div> |
|                                                               | <p>民生委員・児童委員、主任児童委員共通</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催</p>                                 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>令和7年12月の一斉改選より、全ての候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等の代表（地区連合自治会町内会等）及び地区民児協の代表が、現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意する場合は、地区推薦準備会の設置を省略できることとしています。<br/>         なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。</p> </div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>開催までの準備</b></p> </div> <p>地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。<br/>         取扱いには十分注意してください。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>推薦人の人選</b><br/>         推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。<br/>         「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。</li> <li>・ <b>開催の案内</b><br/>         推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

## 開 催

### ①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

### ②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

### ③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

### ④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

## 候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1)「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2)「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3)「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

# 令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

| 計     | 民生委員・児童委員 |     |       |       | 主任児童委員 |     |     |     | 合計    |     |       |       |
|-------|-----------|-----|-------|-------|--------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-------|
|       | 定数        | 現員数 |       |       | 定数     | 現員数 |     |     | 定数    | 現員数 |       |       |
|       |           | 男   | 女     | 計     |        | 男   | 女   | 計   |       | 男   | 女     | 計     |
| 計     | 4,214     | 886 | 3,027 | 3,913 | 530    | 22  | 469 | 491 | 4,744 | 908 | 3,496 | 4,404 |
| 鶴見区   | 305       | 83  | 218   | 301   | 34     | 7   | 27  | 34  | 339   | 90  | 245   | 335   |
| 神奈川区  | 282       | 48  | 209   | 257   | 36     | 1   | 33  | 34  | 318   | 49  | 242   | 291   |
| 西区    | 124       | 26  | 86    | 112   | 12     | 2   | 10  | 12  | 136   | 28  | 96    | 124   |
| 中区    | 169       | 32  | 125   | 157   | 26     | 2   | 20  | 22  | 195   | 34  | 145   | 179   |
| 南区    | 247       | 64  | 163   | 227   | 33     | 0   | 32  | 32  | 280   | 64  | 195   | 259   |
| 港南区   | 261       | 42  | 201   | 243   | 30     | 1   | 27  | 28  | 291   | 43  | 228   | 271   |
| 保土ヶ谷区 | 253       | 43  | 187   | 230   | 46     | 1   | 43  | 44  | 299   | 44  | 230   | 274   |
| 旭区    | 293       | 47  | 212   | 259   | 40     | 2   | 30  | 32  | 333   | 49  | 242   | 291   |
| 磯子区   | 217       | 42  | 153   | 195   | 20     | 1   | 14  | 15  | 237   | 43  | 167   | 210   |
| 金沢区   | 249       | 36  | 180   | 216   | 32     | 0   | 29  | 29  | 281   | 36  | 209   | 245   |
| 港北区   | 375       | 85  | 269   | 354   | 46     | 1   | 45  | 46  | 421   | 86  | 314   | 400   |
| 緑区    | 204       | 38  | 160   | 198   | 23     | 0   | 21  | 21  | 227   | 38  | 181   | 219   |
| 青葉区   | 298       | 45  | 238   | 283   | 32     | 0   | 30  | 30  | 330   | 45  | 268   | 313   |
| 都筑区   | 168       | 48  | 107   | 155   | 20     | 3   | 15  | 18  | 188   | 51  | 122   | 173   |
| 戸塚区   | 305       | 73  | 220   | 293   | 38     | 0   | 35  | 35  | 343   | 73  | 255   | 328   |
| 栄区    | 149       | 39  | 101   | 140   | 14     | 0   | 14  | 14  | 163   | 39  | 115   | 154   |
| 泉区    | 168       | 55  | 102   | 157   | 24     | 1   | 21  | 22  | 192   | 56  | 123   | 179   |
| 瀬谷区   | 147       | 40  | 96    | 136   | 24     | 0   | 23  | 23  | 171   | 40  | 119   | 159   |

\* 定数は令和6年12月1日現在

# \やってみませんか？/ 民生委員・児童委員

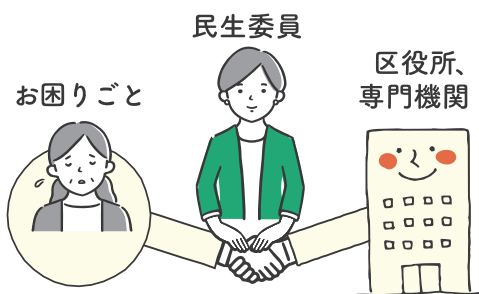


横浜市では、約4,400人の民生委員※が地域を支えています

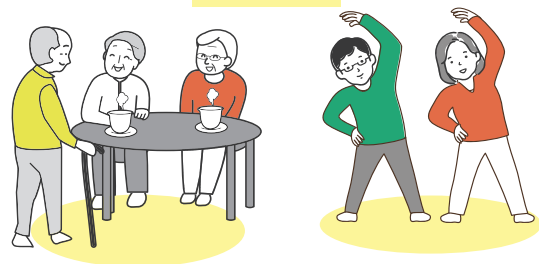
※主任児童委員も含む

## 民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き  
福祉サービスにつなぎます



仲間と一緒に  
地域のゆるやかなつながりを  
育みます



経験者が  
感じた

## 民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが  
楽しめた



福祉の仕組みに  
詳しくなれた



人や地域に  
貢献できたという  
充実感を得られた



仲の良い友達  
ができた





具体的には  
こんな感じです

見守り

相談・  
情報提供

交流の場  
づくり

つなぎ役

## ある1か月の活動例

○×さんの最近の様子を  
地域ケアプラザに連絡  
(20分)

前月の活動報告を記入し、  
地区会長へ提出(1時間)

○○のふれあいサロンは、  
私用があるので地区の仲間  
にお任せして欠席

地区の定例会に参加。  
あわせて子育てサロン代表  
から最近の子育て事情を聞く  
(2時間)

来月の福祉まつりの準備  
会に参加。地区の仲間  
と一緒に当日の展示物を  
つくる (1時間)

見守りのため、町内の  
ひとり暮らし高齢者を  
2件訪問 (1時間)

## Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかととても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！  
決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、  
ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、  
できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。  
報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。  
児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら...

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課 (TEL 045- 948 - 2341) へご相談ください。

令和7年1月発行



## バトンタッチサポーター（仮称）制度について

令和 7 年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、一定期間（12 月～3 月）、新任委員が行う相談支援や活動に、前任者が同行して、経験やノウハウを引継ぐなど、新任委員をしっかりとサポートする仕組みを試行的に導入します。

|      | 説 明                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的   | 退任した民生委員・児童委員および主任児童委員が一定期間「サポーター」として活動の助言等を行うことにより、経験やノウハウを新任の民生委員等に引き継ぐことで、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整える。（希望地区）                                                                                                                                                                                                    |
| 対象者  | 直近の一斉改選で退任される民生委員および主任児童委員（以下「民生委員等」という）<br><div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;">           欠員地区だった場合、直近で退任された方や欠員地区をカバーされていた近隣地区の委員（退任者）や地区民生委員児童委員協議会会長（退任者）が、バトンタッチサポーターとなることも可能。前任者がサポーターを担うことが困難な場合、地区民児協代表了承のもと、前々任等の元職の方がサポーターとなることも可。         </div> |
| 活動内容 | ①現任の民生委員等が受けた相談に対する <u>助言</u><br>②担当地域の児童や高齢者等への訪問の <u>同行（引継ぎ）</u><br>③関係機関との <u>引継ぎ</u><br>④地区民生委員児童委員協議会（以下地区民児協）の運営等に対する <u>サポート</u><br>⑤その他、区民生委員児童委員協議会事務局と相談・調整のうえ、認められた活動                                                                                                                                 |
| 期間   | 一斉改選年の 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 4 か月間                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 位置づけ | 健康福祉局長の依頼に基づくボランティア。（活動にあたり、「協力依頼書」と「バトンタッチサポーター証」（携帯用、氏名・公印入）をお渡しします。）                                                                                                                                                                                                                                          |
| 配置基準 | 退任委員と新任委員の双方の意向が一致し、地区民児協の代表、区民児協の代表の承諾がある場合に、配置が可能。                                                                                                                                                                                                                                                             |

※今回の取組実施後は、次期改選時（令和 10 年度）に向けた振り返り等を行うことで、より良い活動支援策へとつなげていきます。

## よこはまテレビ・プッシュについて【揭示依頼】

### 1 事業の趣旨

横浜市では昨年度からテレビを使った情報伝達サービスに対して補助金を交付する事業を開始し、今年度も継続して補助を実施します。

つきましては、町内会掲示板にチラシをご掲出いただき、災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方へ、補助制度が周知されるよう情報提供をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて揭示物を送付します。

揭示についてご協力をお願いします。

### 3 補助制度の概要

#### (1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

#### (2) 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

#### (3) 補助額

初期費用 28,600 円（税込）

（内訳）専用機器代金 16,500 円（税込）

設置設定費用 12,100 円（税込）

#### (4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円（税込）がかかります。（※）

（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

### 4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

（電話） 03-6670-2114（受付時間 9:30～18:00 土日祝 除く）

（メール） [info@itscom.jp](mailto:info@itscom.jp)



総務局緊急対策課

担当 中尾、山口

電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677

メール [so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp](mailto:so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp)

# 災害情報を テレビに お知らせ



横浜市

横浜市からお知らせ

災害情報の取得に  
不安を感じている方のために  
**よこはまテレビ・プッシュ**

テレビが自動でオン！



電源オフ

zzz

緊急



よこはまテレビ・プッシュを設置すると...

- ・ ご自宅のテレビで災害時の緊急情報を受け取れます。
- ・ 緊急情報(緊急地震速報など)が発表されると、テレビの電源を自動で起動してお知らせします。
- ・ その他、降雨アラームや電車運行情報などの日頃の生活に役立つ情報も配信します。

横浜市が**初期費用28,600円(税込)**を**全額補助**！  
月額550円(税込)で利用できます！

## よこはまテレビ・プッシュの補助金について

**事業目的** 緊急地震速報などの情報が即時かつ的確に届き、迅速な避難行動がとれるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

**対象者** 横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

**補助内容** 初期費用28,600円(税込)(専用端末代、設置設定費)を横浜市が全額補助  
※補助上限に達し次第終了

※ よこはまテレビ・プッシュはイツツ・コミュニケーションズ株式会社のサービスです。

※ 初期費用とは別に、**毎月550円(税込)**の利用料がかかります。

※ よこはまテレビ・プッシュのご利用には、インターネット環境が必要です。

お申込み・お問い合わせ：  
イツツ・コミュニケーションズ株式会社

事業に対するお問い合わせ：  
横浜市総務局緊急対策課



☎ 03-6670-2114 (9:30-18:00 土日祝 除く)

☎ 045-671-2143 (9:00-17:00 土日祝 除く)

## 家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者や障害者等のみで構成される世帯に対し、家具転倒防止器具の取付代行を令和 7 年 6 月 1 日より受付を開始します。

例年の取付代行に加え、令和 7 年度から、家具転倒防止器具購入費の補助を導入します。地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代も全額補助、それ以外の地域に対しては 1/2、上限 2,000 円補助します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 補助制度の概要

【申請期間】令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日

【申請対象】各世帯ごと

【申請要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

### 4 お問い合わせ先・申込先

株式会社アイリスプラザユニディ狛江店（横浜市家具転倒防止対策助成事業委託事業者）

TEL：03-5438-5511

FAX：03-5438-5515

総務局地域防災課  
担当 海野、寒河江  
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677  
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

# 家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを  
支援します!



2 さらに! 今年度からは  
器具代を補助します!



## 横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみで構成される世帯**のみなさんは**補助**があります!  
器具代を**重点対策地域**は**全額補助**! それ以外の地域は**一部補助**します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

### Step 1

申請の要件を  
満たしているか確認  
※詳細は3ページ参照

### Step 2

器具を取り付けたい  
家具を検討しよう

### Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!  
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。  
申請はお早めに

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

↓ 折り線 ①

2018790



東京都狛江市和泉本町4-6-3  
横浜市家具転倒防止対策助成事業  
横浜事業者  
受託事業者  
株式会社アイリスプラザ  
ユニティ狛江店 行

↑ 折り線 ③

↓ 折り線 ④

↑ 折り線 ②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。



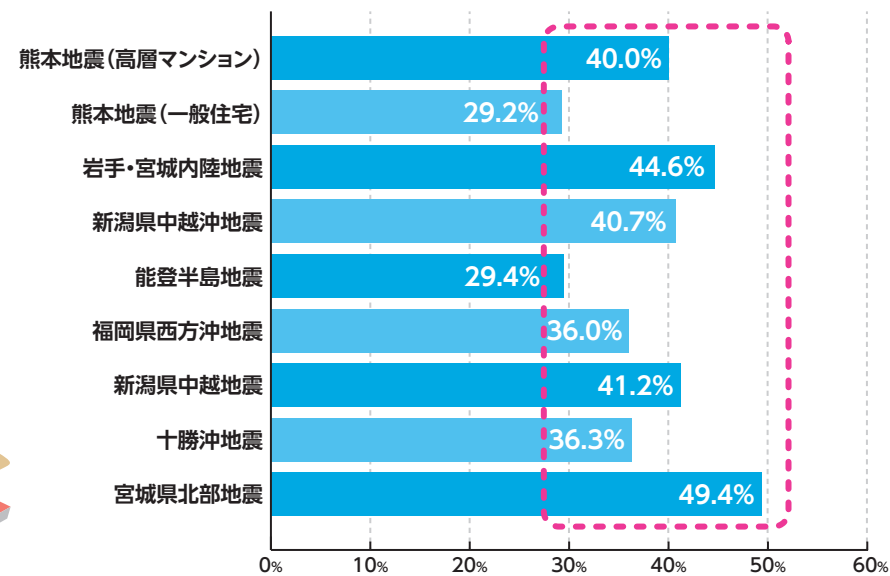
# なぜ家具転倒防止器具が必要？

## Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害

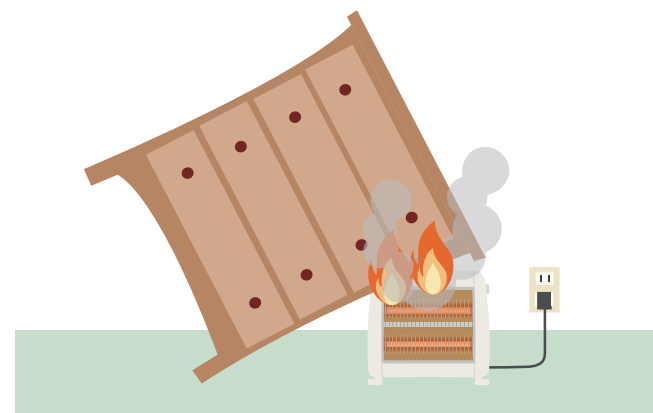


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック』より

## Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



## Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所)



## 家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

### 家具転倒防止器具の取付代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付を無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域** の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を **全額補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します  
※予算に達し次第終了

1世帯  
家具  
2つまで

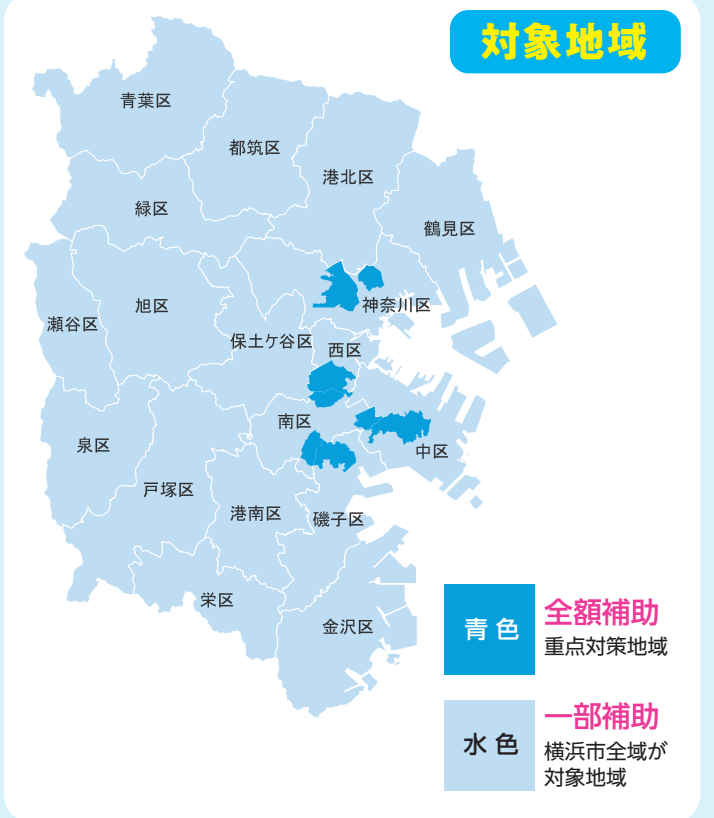
申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域以外** の世帯の方は器具代金を **一部補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します  
※予算に達し次第終了  
4ページにてご確認ください

1世帯  
家具  
2つまで



### 重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

## 重点対策地域一覧

### ●神奈川区

旭ヶ丘  
浦島丘  
神大寺1丁目  
神大寺4丁目  
栗田谷  
斎藤分町  
白幡上町  
白幡仲町  
白幡西町  
白幡東町  
白幡南町  
白幡向町  
中丸  
西大口  
西神奈川3丁目  
二本榎  
白楽  
平川町  
広台太田町  
松本町1丁目  
松本町2丁目  
松本町3丁目

松本町4丁目  
三ツ沢上町  
三ツ沢下町  
三ツ沢中町  
六角橋2丁目  
六角橋3丁目  
六角橋4丁目  
六角橋5丁目  
六角橋6丁目

### ●西区

赤門町2丁目  
伊勢町1丁目  
伊勢町2丁目  
伊勢町3丁目  
老松町  
霞ヶ丘  
久保町  
境之谷  
中央1丁目  
中央2丁目  
西戸部町1丁目  
西戸部町2丁目  
西戸部町3丁目

西前町2丁目  
西前町3丁目  
浜松町  
東久保町  
藤棚町1丁目  
藤棚町2丁目  
元久保町

### ●中区

赤門町1丁目  
上野町1丁目  
上野町2丁目  
上野町3丁目  
大芝台  
柏葉  
北方町1丁目  
北方町2丁目  
鷺山  
竹之丸  
立野  
千代崎町1丁目  
千代崎町2丁目  
千代崎町3丁目

千代崎町4丁目  
寺久保  
西竹之丸  
西之谷町  
初音町1丁目  
初音町2丁目  
初音町3丁目  
英町  
本郷町1丁目  
本郷町2丁目  
本郷町3丁目  
本牧荒井  
本牧町1丁目  
本牧町2丁目  
本牧満坂  
本牧緑ヶ丘  
簗沢  
麦田町2丁目  
麦田町3丁目  
麦田町4丁目  
矢口台  
山手町  
大和町1丁目

大和町2丁目  
山元町1丁目  
山元町2丁目  
山元町3丁目  
山元町4丁目

### ●南区

大岡1丁目  
大岡2丁目  
大岡3丁目  
庚台  
唐沢  
山谷  
清水ヶ丘  
中村町1丁目  
中村町2丁目  
中村町3丁目  
西中町4丁目  
八幡町  
伏見町  
平楽  
南太田1丁目  
三春台  
若宮町1丁目

若宮町2丁目  
若宮町3丁目  
若宮町4丁目

### ●磯子区

磯子8丁目  
岡村1丁目  
岡村2丁目  
岡村3丁目  
岡村4丁目  
岡村5丁目  
岡村6丁目  
滝頭1丁目  
滝頭2丁目  
滝頭3丁目  
中浜町  
久木町  
広地町  
丸山2丁目

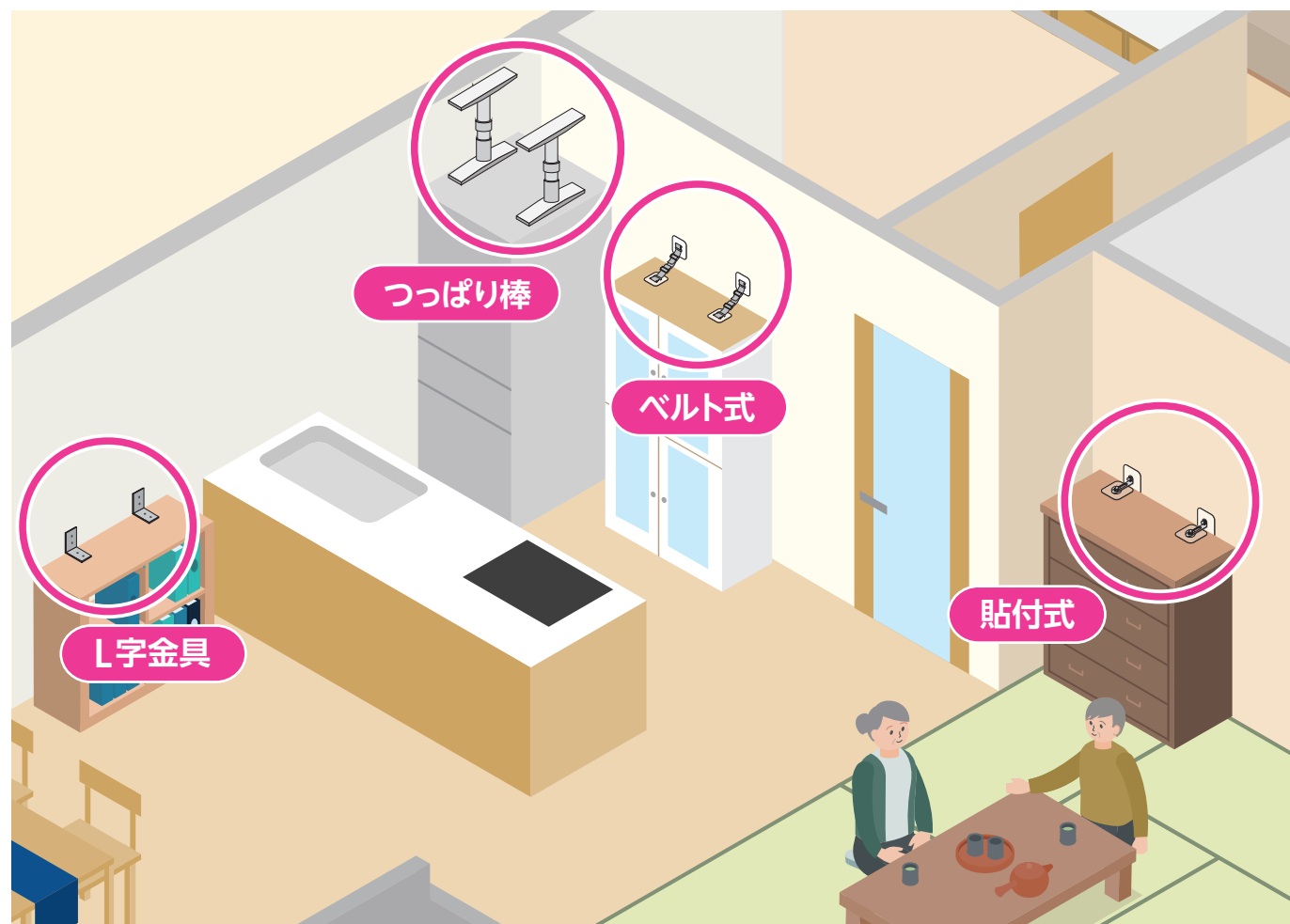
# Step1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、  
右記のア～カの  
いずれかであること

- ア 65歳以上
- イ 身体障害者  
手帳の交付を  
受けている
- ウ 愛の手帳  
(療育手帳)の交付  
を受けている
- エ 精神障害者  
保健福祉手帳の  
交付を受けている
- オ 介護保険法による  
要介護、又は要支援  
の認定を受けている
- カ 中学生以下  
「中学を卒業した方」から「64歳  
以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度  
対象となりません。

# Step2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



注意

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

| 製品名   | 写真 | 申請者負担額<br>※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。                                          | 取付けの留意事項                                            |
|-------|----|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| つっぱり棒 |    | 重点対策地域の方<br><b>無償</b>                                                          | 家具と天井の隙間に取り付けするタイプです。<br>ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。   |
|       |    | 重点対策地域以外の方<br>小: 850円(税込)／個(セット)<br>中: 935円(税込)／個(セット)<br>大: 1,045円(税込)／個(セット) |                                                     |
| L型金具  |    | 重点対策地域の方<br><b>無償</b>                                                          | 壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。<br>軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。       |
|       |    | 重点対策地域以外の方<br>770円(税込)／個(セット)                                                  |                                                     |
| ベルト式  |    | 重点対策地域の方<br><b>無償</b>                                                          | 壁側にネジで固定します。<br>壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。 |
|       |    | 重点対策地域以外の方<br>880円(税込)／個(セット)                                                  |                                                     |
| 貼付式   |    | 重点対策地域の方<br><b>無償</b>                                                          | 耐震ゲルマットを使用します。<br>免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。         |
|       |    | 重点対策地域以外の方<br>1,320円(税込)／個(セット)                                                |                                                     |



# Step 3 申し込み

## 申込方法

### 郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- FAX：03-5438-5515 へ送信

### 電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

## 取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

### 申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。

### 取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



## 注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

## 相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3  
TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



## 家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フリガナ |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 申請者  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 世帯人数 | _____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください）<br><u>同居者全員</u> がいずれかに該当しています。<br><input type="checkbox"/> 65 歳以上<br><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている<br><input type="checkbox"/> 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている<br><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている<br><input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている<br><input type="checkbox"/> 中学生以下 |
| 住所   | 重点対策地域にお住まいの方は☑ ⇒ <input type="checkbox"/><br>〒<br>横浜市                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 電話番号 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 家屋状況 | 持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

### 【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

### 【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切  
り  
取  
り  
線

## 感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー（簡易型）」の補助制度が、令和7年6月1日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。また、取付支援を全市へ拡大します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付支援】市内全域（高齢者・障害者等のみで構成される世帯）

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

### 4 お問い合わせ先・申込先

船山株式会社（横浜市感震ブレーカー等設置推進事業委託事業者）

TEL：0120-993-918

FAX：0258-25-2782

メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

総務局地域防災課

担当 海野、山羽

電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677

メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp



↓ 折り線①

9408790



新潟県長岡市稲保4-720-6  
横浜市感震ブレーカー等設置推進事業  
受託事業者  
船山株式会社 行

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

← 折り線③

→ 折り線④

最後にセロテープでここをしっかり止めてください。

# 感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



## 横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！  
重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

### Step1

自宅に「感震ブレーカー」  
がついているか確認  
3ページでご確認！

### Step2

感震ブレーカー  
を選ぶ

### Step3

電子申請で申し込み 5分で完了！  
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。  
申請はお早めに！



# なぜ感震ブレーカーが必要？

## 通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。\*

焼失棟数 **77,700 棟**

※横浜市地震被害想定調査報告書(平成 24 年 10 月)より。元禄型 関東地震、冬場の 18 時に発生と想定。

Point

地震火災の 6 割以上は「電気」が原因\*です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の  
制度を  
Check!

Check!

## 横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

### 全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

### 一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4 ページにてご確認ください。  
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

### 取付代行

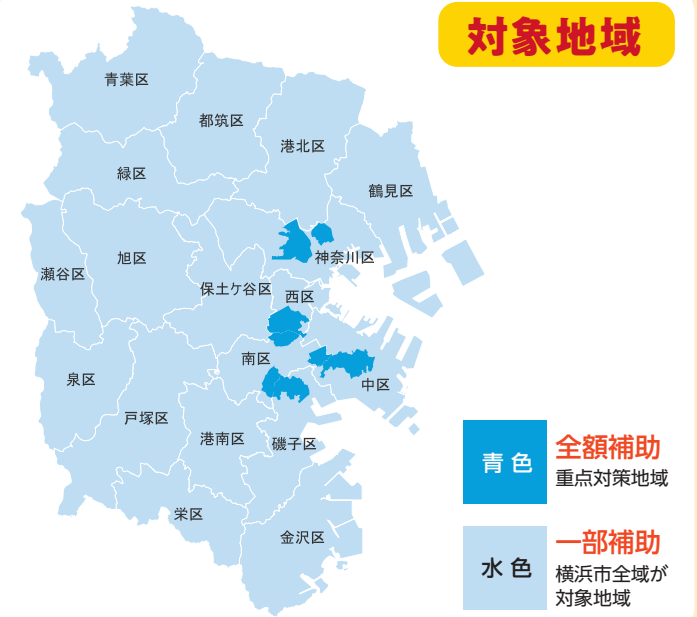
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65 歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000 件（先着順）

## 対象地域



### 重点対策地域とは？

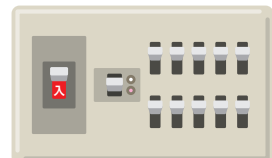
横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

## 重点対策地域一覧

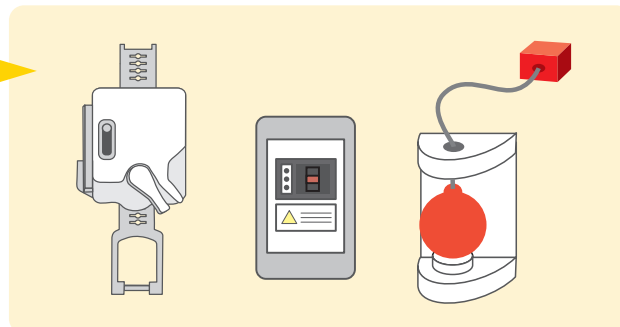
|                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ● 神奈川区                                                                                                                                                                                                                                                                  | ● 西区                                                                                                                                                                                       | 千代崎町1丁目<br>千代崎町2丁目<br>千代崎町3丁目<br>千代崎町4丁目<br>寺久保<br>西竹之丸<br>西之谷町<br>初音町1丁目<br>初音町2丁目<br>初音町3丁目<br>英町<br>本郷町1丁目<br>本郷町2丁目<br>本郷町3丁目<br>本牧荒井<br>本牧町1丁目<br>本牧町2丁目<br>本牧満坂<br>本牧緑ヶ丘<br>簗沢<br>麦田町2丁目<br>麦田町3丁目<br>麦田町4丁目<br>矢口台<br>山手町<br>大和町1丁目<br>大和町2丁目<br>山元町1丁目<br>山元町2丁目<br>山元町3丁目<br>山元町4丁目<br>● 南区 | 大岡3丁目<br>庚台<br>唐沢<br>山谷<br>清水ヶ丘<br>中村町1丁目<br>中村町2丁目<br>中村町3丁目<br>西中町4丁目<br>八幡町<br>伏見町<br>平楽<br>南太田1丁目<br>三春台<br>若宮町1丁目<br>若宮町2丁目<br>若宮町3丁目<br>若宮町4丁目<br>● 磯子区 |
| 旭ヶ丘<br>浦島丘<br>神大寺1丁目<br>神大寺4丁目<br>栗田谷<br>斎藤分町<br>白幡上町<br>白幡仲町<br>白幡西町<br>白幡東町<br>白幡南町<br>白幡向町<br>中丸<br>西大口<br>西神奈川3丁目<br>二本榎<br>白楽<br>平川町<br>広台太田町<br>松本町1丁目<br>松本町2丁目<br>松本町3丁目<br>松本町4丁目<br>三ツ沢上町<br>三ツ沢下町<br>三ツ沢中町<br>六角橋2丁目<br>六角橋3丁目<br>六角橋4丁目<br>六角橋5丁目<br>六角橋6丁目 | 赤門町2丁目<br>伊勢町1丁目<br>伊勢町2丁目<br>伊勢町3丁目<br>老松町<br>霞ヶ丘<br>久保町<br>境之谷<br>中央1丁目<br>中央2丁目<br>西戸部町1丁目<br>西戸部町2丁目<br>西戸部町3丁目<br>西前町2丁目<br>西前町3丁目<br>浜松町<br>東久保町<br>藤棚町1丁目<br>藤棚町2丁目<br>元久保町<br>● 中区 | ● 磯子区<br>磯子8丁目<br>岡村1丁目<br>岡村2丁目<br>岡村3丁目<br>岡村4丁目<br>岡村5丁目<br>岡村6丁目<br>滝頭1丁目<br>滝頭2丁目<br>滝頭3丁目<br>中浜町<br>久木町<br>広地町<br>丸山2丁目                                                                                                                                                                        | 大岡1丁目<br>大岡2丁目                                                                                                                                                |

# Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くに  
このような器具は  
ついていますか？

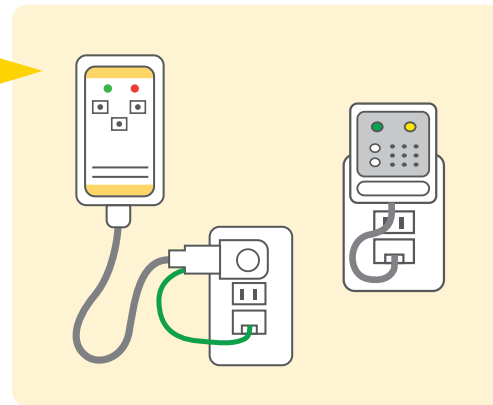


分電盤



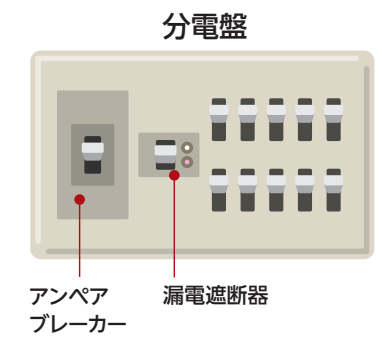
※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

コンセントの近くに  
このような器具は  
ついていますか？



## 器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。



- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？
- 漏電遮断器が付いているかどうか？
- コンセントにアース端子があるかどうか？

# Step2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

コールセンター：0120-993-918  
メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

| 種類          | バネ式                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                          | おもり玉式                                                                                                                                                                                    | コンセント差込式                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 製品名         | ヤモリ                                                                                                                                                                                  | ヤモリ・デ・セット                                                                                                                                                                                | スイッチ断ボールⅢ                                                                                                                                                                                | Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)                                                                                                                                                                                                                              |
| 写真          | <br>製品の詳細はこちら▼  | <br>製品の詳細はこちら▼  | <br>製品の詳細はこちら▼  | <br>製品の詳細はこちら▼                                                                  |
| 正面からの寸法(mm) | 縦 145× 横 66× 奥行き 55                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                          | 縦 58× 横 34× 奥行き 28                                                                                                                                                                       | 縦 111× 横 30× 奥行き 45                                                                                                                                                                                                                                      |
| メーカー名(問合せ先) | (株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                          | (株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220                                                                                                                                                             | ケー・アイ技術(株) TEL：0598-20-8858                                                                                                                                                                                                                              |
| 重点対策地域      | 無償                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                          | 無償                                                                                                                                                                                       | 無償                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 重点対策地域以外    | 申請者負担額 <b>1,800円</b> (送料・税込)                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                          | 申請者負担額 <b>1,700円</b> (送料・税込)                                                                                                                                                             | 申請者負担額 <b>3,900円</b> (送料・税込)                                                                                                                                                                                                                             |
| スイッチの遮断方法   | バネの力でブレーカーを遮断                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                          | 地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断                                                                                                                                                               | 感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断                                                                                                                                                                                                                               |
| 取付け方        | 器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。<br>器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。                                                                                                                                   | 器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体<br>を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。                                                                                                                                  | 水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。<br>おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。                                                                                                                    | 器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセント<br>に差し込む。または3端子コンセントに差し込む。                                                                                                                                                                                          |
| 遮断までの時間     | いずれも、揺れを感知した直後                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                          | 揺れを感知した直後                                                                                                                                                                                | 揺れを感知してから3分後                                                                                                                                                                                                                                             |
| 注意点         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本体を地面と垂直に設置</li><li>・ 付属バンドで位置を調整</li><li>・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。</li></ul>                                           |                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること</li><li>・ 本体を地面と垂直に設置</li><li>・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)</li></ul>                                            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動</li><li>・ 壁付けするためのスペースが必要</li><li>・ 壁へのネジ止めが必要</li><li>・ アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要</li><li>・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択</li><li>・ 100V のコンセントに差込み</li><li>・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA 以下</li></ul> |

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>





# Step 3 申し込み

## 申込方法

### 郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

### 電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

## 申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

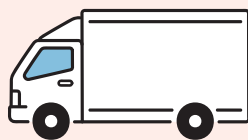
### 申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



### 配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
  - 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
  - 届いた器具をご自身で取付けしてください。
- ※配送後に器具の返品や返金はできません。



### 取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。



### 取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)



## 注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

## お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

## 利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

|      |                                                                                                   |                               |  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--|
| 申請者  | (フリガナ)                                                                                            |                               |  |
| 住所   | 重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。 |                               |  |
|      | 〒 横浜市 区                                                                                           |                               |  |
| 電話番号 | 日中、連絡が取れる番号をお書きください                                                                               | FAX 番号<br>メールアドレス<br>※お持ちの方のみ |  |

### 希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)

☐ 器具配送

☐ 器具 + 器具取付

(要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)

### 希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください)

※重点対策地域の方は無償です。

☐ ヤモリ.....1,800 円

☐ Ki感震センサーアース線タイプ.....3,900 円

☐ ヤモリ・デ・セット.....2,700 円

☐ Ki感震センサー3端子線タイプ.....3,900 円

☐ スイッチ断ボール.....1,700 円

取付希望日  
(取付支援を  
選択の方)

投函日・送付日より30日後以降  
月 日

取付希望  
時間帯

☐ 午前 9時～12時 ・ ☐ 午後 12時～18時

### 3. 同意事項(同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。



## 「デジタルプラットフォーム」を活用した全区での市民意見募集【情報提供】

### 1 事業の趣旨

今後の施策や事業の参考にさせていただくため、「デジタルプラットフォーム」を活用して、お住まいの区に関する「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」といった自由なご意見・アイデアを募集します。

つきましては、会長様をはじめ、多くの方のご参加をお待ちしております。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

都筑区では単位会長宛に送付いたしません。



### 3 全区での市民意見募集の概要

(1) 募集期間 6月11日(水)10:00～7月10日(木)23:59

(2) ご意見・アイデアの投稿先

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/kocho/dp/dp.html>

※募集開始日時になりましたら、当ページからのアクセスが可能となります。

### 4 ご参加いただける方

市内にお住まいの方。

※意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインすることが必要です。

※投稿できるのは、お住まいの区に関するご意見・アイデアです。

### 5 参考資料

チラシ

市民局区連絡調整課

担当 佐藤、折原、太田

電話 045-671-2088 /FAX 045-664-5295

メール [sh-kuren@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-kuren@city.yokohama.lg.jp)

市民局広聴相談課

担当 會田、澤川、黒木

電話 045-671-2335 /FAX 045-212-0911

メール [sh-kochosodan@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-kochosodan@city.yokohama.lg.jp)

# あなたのご意見・アイデアで 都筑区をもっと良くしませんか?



お住まいの都筑区について、「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」などのご意見・アイデアをご投稿ください!

今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

参加はこちらから **アクセス**



※ 意見投稿する際の注意事項 ※

意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインする必要があります。  
サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、ご参加ください。

(同様の意見募集は横浜市全区で実施中です。)



## 意見募集期間

2025  
**6.11** (水) 10:00  
▶▶▶  
**7.10** (木) 23:59



## テーマ

3つのテーマを特に募集中!

- ① 避難所環境の向上に関するアイデア
- ② 就学後の子どもたちの居場所づくりのためのアイデア
- ③ 環境にやさしい行動を生活に取り入れるためのアイデア

## お問合せ

- 区役所での意見募集について 横浜市 市民局区連絡調整課 Tel : 045-671-2088 Fax : 045-664-5295
- 意見募集プラットフォームについて 横浜市 市民局広聴相談課 Tel : 045-671-2335 Fax : 045-212-0911
- 区役所の事業について 都筑区役所 区政推進課 Tel : 045-948-2223 Fax : 045-948-2228

# 鋼管ポール防犯灯の全数点検について

## 【お知らせ】

市連会 5 月定例会説明資料  
令和 7 年 5 月 12 日  
市民局 地域防犯支援課

### (1) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御協力について

横浜市で維持管理している、市内約 2 万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。

- ・点検スケジュール：令和 7 年 6 月～令和 8 年 1 月
- ・点検業者：株式会社カワデン

## 横浜市 鋼管ポール調査

発行：横浜市 市民局 地域防犯支援課

- ※ 点検の際、作業員は横浜市の腕章（青）を着用し、証明書を持参します。
- ※ 点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。
- ※ 点検結果は別途お知らせします。

穴があいていたら即時撤去し、お知らせします。

- ① 近くに、灯具を設置できる電柱があれば、移設出来ます。

⇒ 移設に関する書類の提出をお願いします。

- ② 鋼管ポールの建替え等については、別途協議<sup>(\*)</sup>させていただきます。

\* 現在、鋼管ポールを建替える場合は、基礎を大きく（直径 50cm 地中深 1m）する必要があるため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に建替えできない場合もあります。

見守り活動により、劣化したポールを発見した場合は、情報提供をお願いします。



### (2) 電線の安全確保について

併せて、市で管理する電線（鋼管ポール同士をつなぐ電線）についても点検します。

- ① 電線に樹木が接触している場合や、草木が絡みついている場合は電線を一時撤去し、お知らせ致します。
- ② 土地所有者や自治会町内会により、樹木や草木の剪定をしていただきましたら、電線を復旧致しますので区の地域振興課までご連絡下さい。



裏面に、「緊急補助金」を活用した地域による灯りの確保について、記載しています。



### (3) 地域の防犯力向上緊急補助金を活用した灯り(センサーライト)の設置方法

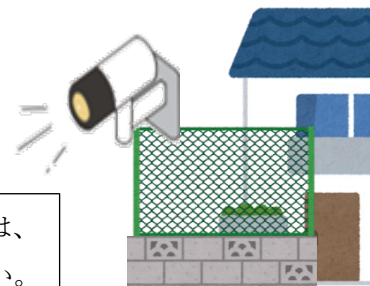
#### ① 設置場所の検討・決定

自治会町内会でどこに設置するかを話し合い、決定します。

設置例: 民家のフェンスやベランダにセンサーライトを設置し、公道を照らす。

**注意:** 灯具を設置する際には、特に付近にお住まいの方へ、事前に説明し、了承してもらうことが大切です。

取組の参考となる防犯関連サイトは、  
左下の QR コードからご覧ください。



#### ② 設置許可の取得

設置する場所の土地所有者へ設置許可(占有許可)を取ります。

例: 公道の場合は区土木事務所、私有地の場合は土地所有者等



#### ③ 商品の購入・工事委託

商品を購入(または工事委託)し、自治会町内会宛の領収書をもらいます。



#### ④ 申請書類の提出

受付センターに申請書、領収書を提出します。**(10/31 期限)**



#### ⑤ 決定通知の受領・請求書の提出

申請書類を提出したら、決定通知と共に請求書が自治会町内会へ届きます。

請求書を受付センターに提出します。**(12/26 期限)**



#### ⑥ 補助金の振り込み

請求書に記載の口座に補助金が振り込まれます。

※センサーライト設置後にかかる維持管理費(電気代など)については、地域活動推進費補助金の対象となります。

お問合せ:防犯緊急補助金受付センター(市委託事業者) ☎ 045-550-5125

【参考】 検索 地域の防犯力向上緊急補助金

※ 申請様式や防犯関連サイトを掲載しています。



<担当>

横浜市市民局地域防犯支援課

電 話:045-671-3709 FAX:045-671-0734

E-mail:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

( 鋼管ポール防犯灯全数点検調査に関すること:石橋、伊藤 )

( 地域の防犯力向上緊急補助金に関すること :小野寺、早野 )

## 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

### 1 趣旨

4 月 1 日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、配付します。引き続き、補助金の活用について御検討ください。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 チラシについて

別添のとおり

#### 【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和 7 年 4 月 1 日（火）～9 月 30 日（火）
- ・補助率・補助上限額

| 補助メニュー                  | 補助率   | 補助上限額     |
|-------------------------|-------|-----------|
| LED 照明器具 ※1             | 2 / 3 | 60 万円     |
| 省エネエアコン                 | 2 / 3 | 130 万円    |
| 断熱窓など<br>太陽光発電設備<br>蓄電池 | 2 / 3 | 200 万円 ※2 |

予算上限に達し次第、  
受付を終了します。  
申請はお早めをお願いします。

※1 電球形 LED ランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



（市 WEB ページ）

#### 補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 佐藤、高橋、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734





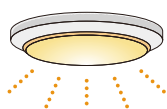
横浜市は 2030 年度までの  
温室効果ガス排出量 50%  
削減を目指しています

# 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象  
製品

## LED照明器具



補助上限額

**60万円**

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合  
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの  
交換も対象  
(トップランナー基準達成製品)

対象  
製品

## エアコン



補助上限額

**130万円**

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能  
★2.4つ以上

業務用

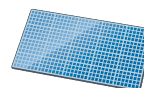
トップランナー基準達成製品

対象  
製品

## 断熱窓など



断熱窓



太陽光  
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う  
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等  
の詳細は「募集案内」をご確認  
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。  
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能  
★★★★☆4.0

対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会**（地区連合町内会を含む）

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と  
している町内会等も補助対象となる場合があります。

詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **7** 年 **9** 月 **30** 日 **火** まで

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

令和 7 年 12 月までの整備が対象

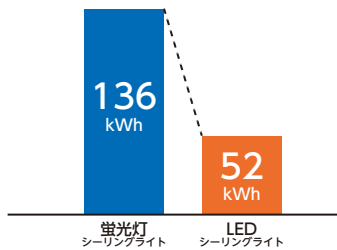
## LED 照明器具

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり約 **38kg** 削減！

年間電気代

約 **2,600 円** おトク！

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすすめBOOK2023 年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）  
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力の CO<sub>2</sub>排出係数は 0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWh で算出

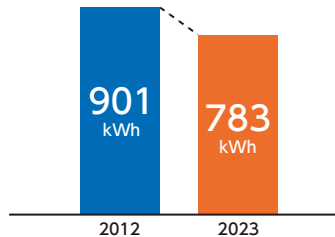
## エアコン

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり約 **53kg** 削減！

年間電気代

約 **3,700 円** おトク！

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすすめBOOK2023 年度（2012 年製品の年間消費電力量部分）  
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力の CO<sub>2</sub>排出係数は 0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWh で算出

## 断熱窓

冷暖房費削減効果  
（施工前との比較）年間 CO<sub>2</sub>排出量約 **340kg** 削減！

年間電気代

約 **23,600 円** おトク！

出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる  
 ※経体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力の CO<sub>2</sub>排出係数は 0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWh で算出  
 ※戸建て、窓 10 枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：

Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）

申請期限：

令和7年9月30日（火）

なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和7年12月26日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

## 申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話

**045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール

yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

## アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。  
 相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

自治会町内会長 様

「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

3 月の市連会・区連会を通じて標記アンケートへのご協力をお願いしたところですが、回答率が伸び悩んでおります。(5 月 7 日現在: 電子申請 890 件、郵送等 825 件、合計 1,715 件 回答率 60.7%) (前回 (令和 2 年度) 最終回答率: 90.5%)

回答期限につきまして、6 月 6 日 (金) まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。(既にご回答済みの場合は、ご対応不要です。)

### 1 回答期限

令和 7 年 6 月 6 日 (金) 【期限を延長しました】

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。アンケートの回答が済んでいない場合は、回答をお願いします。

### 3 回答方法

(1) または (2) の手順で、電子申請・届出システムから回答するのが、簡単でおすすめです。

(1) スマートフォン等の場合

右の二次元バーコードを読み取り、回答してください。



↑ アンケートの  
二次元コード

(2) パソコンの場合

「横浜市電子申請・届出システム」トップページの

【申請できる手続き一覧】の「個人向け手続き」をクリック。

キーワード検索で「市民局 自治会 アンケート」で検索、

当該アンケートを選択して回答してください。

#### 【参考 URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

※横浜市電子申請・届出システム

検索サイトで「横浜市 電子申請」と検索するとアクセスできます。

(3) 郵送の場合

3 月の各区配送便でお送りした調査票にご記入の上、同封した返信用封筒で返送してください。

担当 市民局地域活動推進課

電話 045-671-2317

FAX 045-664-0734

E メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp



社会福祉法人

横浜市都筑区社会福祉協議会

# 令和7年度賛助会員加入のお願い



都筑区社協  
キャラクター  
ゆいピー

## 賛助会費について

都筑区社会福祉協議会（区社協）と都筑区内の地区社会福祉協議会（地区社協）が実施する地域福祉活動や事業にご賛同いただき、個人・法人の皆さまに財政面からご支援いただく仕組みです。

一口あたり（年額）

個人 1, 000円

法人 5, 000円

※何口でもご加入いただけます

## 賛助会員への協力方法

地区社協や自治会・町内会を通じて、地区ごとに募集させていただきます。

地区での募集以外に右記の方法でもお受けいたします。

※郵便振替用紙がありますので、ご連絡ください。

①都筑区社協窓口での直接納入

②振込による納入

銀行名 ゆうちょ銀行

店番 029

店名 ○二九店（ゼロニキュウ店）

預金種目 当座

口座番号 0006080

## 令和6年度の賛助会費の総額と使い道

賛助会費の51%（事務費含む）がお住まいの地区社会福祉協議会に還元されます。

賛助会費総額

5,614,623円

### 地域のボランティア活動



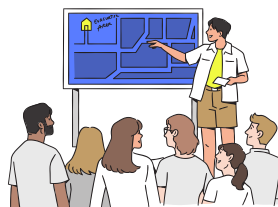
地域食堂



健康体操教室



学習支援



災害時  
ボランティアセンター  
シミュレーション  
訓練



地区社協研修

【申込・お問い合わせ】

社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会

224-0006 横浜市都筑区荏田東4-10-3

TEL 045-943-4058 FAX 045-943-1863



HPはこちらから

<https://tuzuki-shakyo.jp>

令和 7 年 5 月吉日

自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部都筑区地区委員会  
委員長 佐々田 賢一

## 令和 7 年度赤十字募金(会費)の募集について（お願い）

新緑の候ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

日頃より赤十字事業の推進には、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、赤十字募金の募集につきましては、本年度も 6 月及び 7 月を推進期間として実施させていただくことになりました。募集期間につきましては、12 月末までとさせていただきますので、自治会町内会のみなさまにおかれましては、ご事情にあわせて柔軟にご対応いただきますようお願いいたします。

つきましては、募金募集に係る資材を自治会町内会から事前アンケートに基づき指定された場所に 5 月下旬までにお送りいたしますので、ご協力の程お願い申しあげます。

なお、募金の使途等につきましては、同封いたしました冊子「わたしたちの神奈川だから」で詳細なご説明をさせていただいております。また、都筑区におきましても、別紙のとおり、赤十字の事業等に反映させていただいておりますので、併せてご参照ください。

皆様にはたいへんお手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、募金にご協力くださいますよう重ねてお願い申しあげます。

### < 事務局 >

社会福祉法人  
横浜市都筑区社会福祉協議会  
日赤都筑区地区委員会

担当：五十嵐・鮎澤

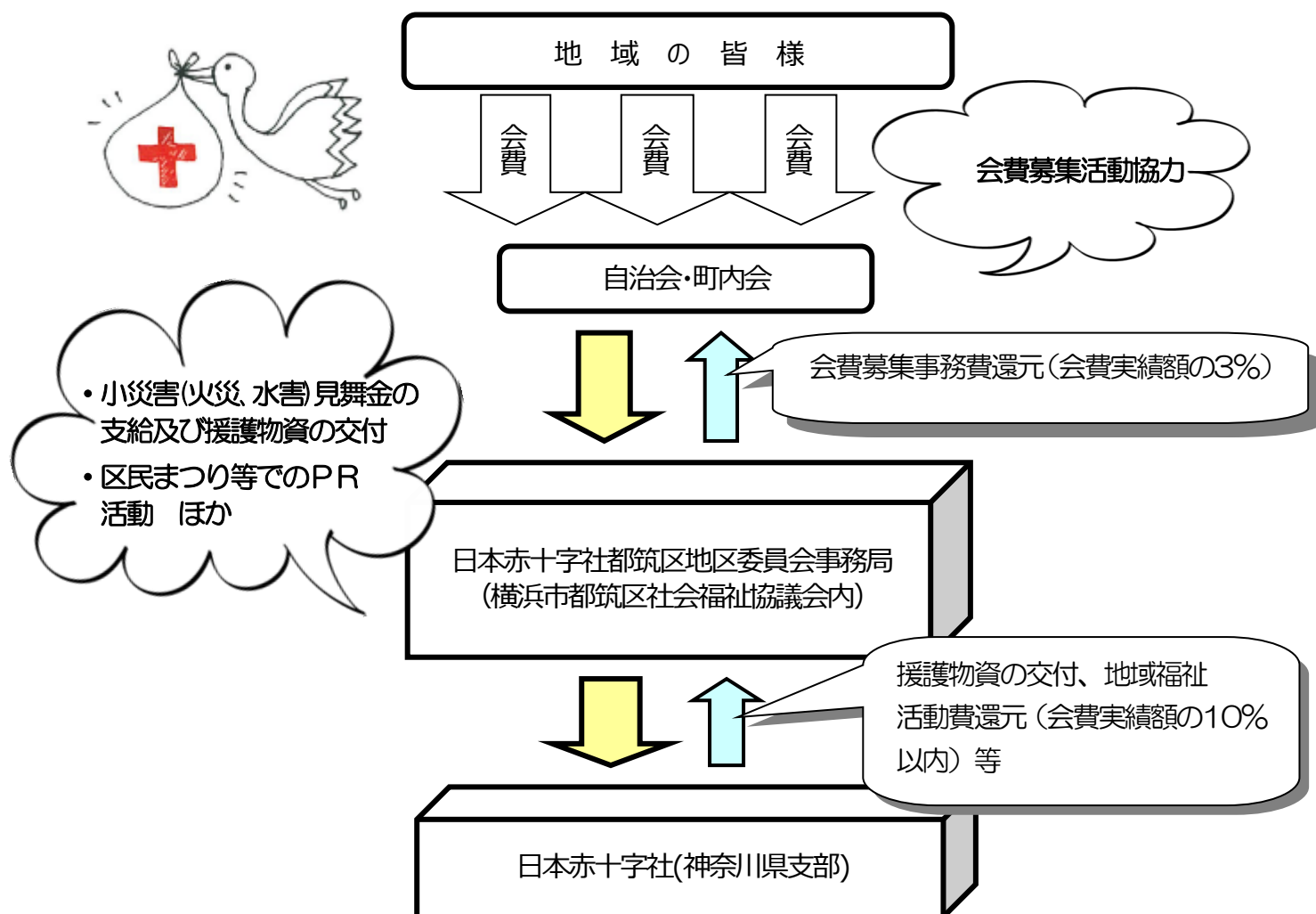
電話：9 4 3－4 0 5 8

FAX：9 4 3－1 8 6 3

E-mail：[info@tuzuki-shakyo.jp](mailto:info@tuzuki-shakyo.jp)



# 赤十字会費の流れと使いみち



## ◆災害救護活動◆

今後起こると予測される災害に備え、医療救護班等の教育訓練や各種救護資機材の整備に活用されます。

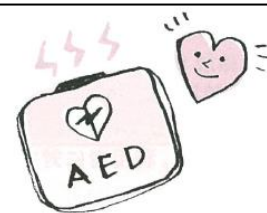
## ◆救急法、家庭看護法等の講習◆

一人でも多くの方の尊い命を守るために、救急法などの各種講習会の普及に活用されます。

## ◆国際活動◆

赤十字は、国際的なネットワークを活かし、共通の理念のもとに国境を越えて人道的な活動を行っています。

赤十字では、これらの活動の他に、医療事業、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字事業、福祉事業など、地域に根ざしたさまざまな活動を展開しています。



# ＜赤十字募金（会費）募集に際してのご留意点＞

## 1. 送付資材、書類等

|   | 資 材 、 書 類 等             | 数 量    |
|---|-------------------------|--------|
| ① | 協賛委員委嘱状                 | 1 枚    |
| ② | 受領証（10枚綴り）              | ※調査報告数 |
| ③ | 広報冊子「わたしたちの神奈川だから」      | 回覧数分   |
| ④ | 広報ポスター（A4）              | 掲示板数分  |
| ⑤ | 広報用チラシ                  | ※調査報告数 |
| ⑥ | 募金用封筒                   | ※調査報告数 |
| ⑦ | 表彰対象者名簿用紙               | 1 枚    |
| ⑧ | 横浜農協あて振込依頼書（お振込みの場合に使用） | 1 枚    |

※ 調査報告数は、令和7年3月に依頼いたしました「令和7年度 赤十字募金（会費）運動用必要資材調査票」にてご回答いただいた数です。提出がなかった自治会町内会につきましては、昨年度実数、世帯数・班数等を参考にお送りしています。

## 2. 目安額

1世帯あたり200円を目安に募金のご協力をお願いしております。募集に際してはご配慮をお願いいたします。

## 3. 募集推進期間

6～7月（募集期間は12月末まで受付いたします。自治会町内会のみなさまにおかれましては、ご事情にあわせて柔軟な対応をお願いいたします。）

## 4. 門標について

日本赤十字社では500円以上の募金をいただいた方を「協力会員」と呼び、協力会員門標をお渡ししています。地区内で対象の方がおられましたら、お手数ですが事務局（電話：943-4058）まで必要枚数をお知らせください。ご担当者様あてに門標をお送りいたします。

また、2,000円以上の募金をいただいた方で日本赤十字社への会員登録を希望される方がおられましたら、同じく事務局（電話：943-4058）までご連絡ください。受領証の控えをご提出いただくことがあります。

会員登録をされた方には会報などを日本赤十字社より送付させていただきます。

## 5. 表彰について

1回の募金額が2万円以上の方につきましては、表彰の対象となりますので、大変お手数をおかけいたしますが、同封いたしました⑦表彰対象者名簿用紙に対象となる方のおところ、お名前、募金金額をご記入のうえ、事務局までご郵送、FAXまたは直接ご持参くださいますようお願いいたします。

なお、この名簿は表彰についてのみ使用し、他の目的では使用いたしません。

■ご郵送先：〒224-0006  
都筑区荏田東4-10-3  
港北ニュータウンまちづくり館内  
社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会内  
日赤都筑区地区委員会 あて  
■FAX：943-1863

## 6. 受領証について

受領証が必要な方には、同梱いたしました②受領証の発行をお願いいたします。

なお、受領証の控えは事務局へご提出いただく必要はございません。

## 7. 資材の不足分について

募金用資材は、資材調査の結果と昨年度の実績をもとに発送させていただきましたが、不足物品がございましたら追加配布いたしますので、事務局(電話：943-4058)までご一報くださいますようお願いいたします。

## 8. 納入方法

次のいずれかの方法で納入をお願いいたします。

### (1) お振込みの場合

同封の⑧振込依頼書をご利用ください。予め、下記内容が記載されております。

\* この振込依頼書をご利用の場合は手数料が免除されます。

横浜農業協同組合 東方支店

(普) No. 3176678

につせきかいひじむきよく    じむきよくちょう    おの    ひろひさ  
日赤会費事務局    事務局 長    小野    広久

### お振り込みされる際の注意事項【必ずお読みください】

- ① 総額が10万円以上であった場合、金融機関窓口では個人を証明する書類の提示が必要になります。募金を金融機関へ持参される方は、必ず個人を証明する書類（運転免許証、パスポートなど）をご持参ください。  
都筑区社会福祉協議会窓口にお持ちいただく場合（下記（2）参照）は、個人を証明する書類の提示は不要です。
- ② 「ご依頼人」欄に「自治会町内会名」を記入すると、「自治会町内会」の関係書類（規約や名簿等）の提示を要求される場合がございますのでご注意ください。
- ③ どの自治会町内会からの入金かを事務局で確認させていただく関係上、各自治会町内会に番号を設け、あらかじめ振込依頼書の『ご依頼人欄』に番号を記入しております。各自治会町内会の番号については、4ページ「令和6年度都筑区自治会町内会一覧」をご確認ください。

### （2）お持ち込みの場合

港北ニュータウンまちづくり館内にございます都筑区社会福祉協議会窓口まで現金をお持ちください（平日の9時～17時）。金額が確定されている場合にはその場で領収証をお渡しします。金額が確定されていない場合は、その場で仮受領書をお渡しし、後日、領収証をお送りいたします。

### 9. その他

区内の募金集約が終わりましたら、各单位自治会町内会へ事務費（募金実績額の3%）及び、各連合自治会町内会へ地域福祉活動費、推進事業協力費（各地区20,000円+連合実績合計の5%）を交付させていただきます。交付時期は、翌年の3月頃を予定しています。

## 令和 7 年度都筑区自治会町内会一覧(令和 7 年 3 月末現在)

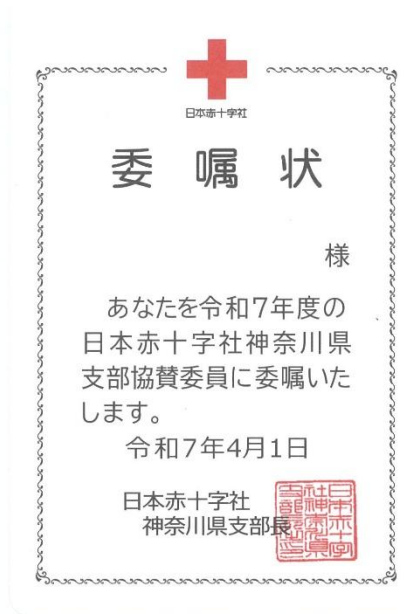
| 番号 | 自治会・町内会名         |
|----|------------------|
| 1  | 東山田一丁目町内会        |
| 2  | 東山田二丁目町内会        |
| 3  | 東山田三丁目町内会        |
| 4  | 東山田四丁目町内会        |
| 5  | 東山田第五町内会         |
| 6  | 東山田第六町内会         |
| 7  | 東山田第七町内会         |
| 8  | コンフォール東山田自治会     |
| 9  | 南山田町内会           |
| 10 | 北山田町内会           |
| 11 | すみれが丘町内会         |
| 12 | 大棚町内会            |
| 13 | 中川西町内会           |
| 14 | 中川東町内会           |
| 15 | 牛久保東町内会          |
| 16 | 牛久保西町内会          |
| 17 | 牛久保町内会           |
| 18 | あゆみが丘町内会         |
| 19 | 勝田町町内会           |
| 20 | 勝田南町内会           |
| 21 | 茅ヶ崎東町内会          |
| 22 | 茅ヶ崎南第一町内会        |
| 23 | 茅ヶ崎南第二町内会        |
| 24 | 茅ヶ崎中央町内会         |
| 25 | ライオンズヴィアール自治会    |
| 26 | コンフォールセンター南自治会   |
| 27 | 勝田団地第 2 自治会      |
| 28 | 勝田団地第 4 自治会      |
| 29 | 勝田団地第 5 自治会      |
| 30 | 新栄町町内会           |
| 31 | 早渕一丁目町内会         |
| 32 | 早渕二丁目町内会         |
| 33 | 早渕三丁目町内会         |
| 34 | 仲町台パークヒルズ自治会     |
| 35 | 川向町内会            |
| 36 | 大熊町内会            |
| 37 | 折本町内会            |
| 38 | 東方町内会            |
| 39 | 仲町台三丁目自治会        |
| 40 | 平台町内会            |
| 41 | 長坂町内会            |
| 42 | プロムナード仲町台管理組合自治会 |
| 43 | 仲町台中央町内会         |
| 44 | ヴェレーナ港北ニュータウン自治会 |
| 45 | 仲町台 4 丁目自治会      |
| 46 | 根岸自治会            |
| 47 | 池辺町中里自治会         |



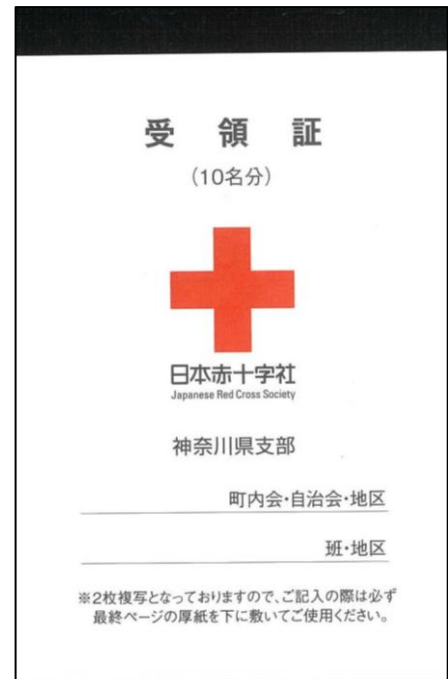
| 番号 | 自治会・町内会名                  |
|----|---------------------------|
| 48 | 池辺町八所谷戸自治会                |
| 49 | 池辺町滝ヶ谷戸自治会                |
| 50 | 池辺町上藪根自治会                 |
| 51 | 池辺町下藪根自治会                 |
| 52 | 池辺町川内自治会                  |
| 53 | 星谷自治会                     |
| 54 | 坊方自治会                     |
| 55 | 佐江戸町内会                    |
| 56 | ライブタウン中山自治会               |
| 57 | 加賀原一丁目自治会                 |
| 58 | 加賀原二丁目自治会                 |
| 59 | シンフォニックヒルズ自治会             |
| 60 | 加賀原夕月野自治会                 |
| 61 | 港北ニュータウンハーモニーヒルズやすらぎの街自治会 |
| 62 | 川和町内会                     |
| 63 | 都筑ヶ丘住宅自治会                 |
| 64 | 都筑が丘第2自治会                 |
| 65 | 川和台自治会                    |
| 66 | 川和団地自治会                   |
| 67 | 二の丸自治会                    |
| 68 | フォーチュンスクエア都筑中山自治会         |
| 69 | 大丸自治会                     |
| 70 | メゾン桜が丘自治会                 |
| 71 | 荏田南一丁目自治会                 |
| 72 | 荏田南二丁目自治会                 |
| 73 | 荏田南三丁目第一自治会               |
| 74 | 荏田南三丁目第二自治会               |
| 75 | かしの木台ハイツ自治会               |
| 76 | しいの木台ハイツ自治会               |
| 77 | グランノア港北の丘自治会              |
| 78 | 矢羽根自治会                    |
| 79 | 荏田東1丁目自治会                 |
| 80 | 荏田東2丁目自治会                 |
| 81 | 荏田東三丁目自治会                 |
| 82 | 荏田東4丁目自治会                 |
| 83 | メゾンふじのき台自治会               |
| 84 | 港北ガーデンホームズ自治会             |
| 85 | クレストヒルズ自治会                |
| 86 | ルネサンスガーデンセンター南自治会         |
| 87 | グランスイートセンター南自治会           |
| 88 | 富士見が丘自治会                  |
| 89 | 見花山自治会                    |
| 90 | 市営つづきが丘住宅自治会              |
| 91 | エステ・スクエア自治会               |
| 92 | 高山自治会                     |
| 93 | タンタタウン自治会                 |
| 94 | 荏田南四丁目自治会                 |
| 95 | 荏田南五丁目自治会                 |
| 96 | 荏田南町自治会                   |

| 番号  | 自治会・町内会名                    |
|-----|-----------------------------|
| 97  | 緑ヶ丘自治会                      |
| 98  | エステ・スクエアセンター北自治会            |
| 99  | 港北ニュータウンパークサイドハイツ自治会        |
| 100 | 港北パークヒルズ自治会                 |
| 101 | ビュープラザセンター北自治会              |
| 102 | ララヒルズ自治会                    |
| 103 | エステ・ガーデンセンター北自治会            |
| 104 | きらめきの街自治会                   |
| 105 | 港北ニュータウンルミエラガーデンズ自治会        |
| 106 | サントウール中川分譲住宅自治会             |
| 107 | ウエストエミナンス自治会                |
| 108 | 港北ガーデンヒルズ自治会                |
| 109 | フォレストパーク四季彩の丘自治会            |
| 110 | センター北・中川中央町内会               |
| 111 | 港北センタープレイス自治会               |
| 112 | THE CENTER HOUSE自治会         |
| 113 | 港北ファミリーハイツ自治会               |
| 114 | 港北ニュータウンイオ自治会               |
| 115 | 港北ニュータウンレフリアパークアネシスマンション自治会 |
| 116 | 想互連合自治会                     |
| 117 | 勝田団地第3自治会                   |
| 118 | 中銀町会                        |
| 119 | グレースパーク仲町台自治会               |
| 120 | 早渕工業団地自治会                   |
| 121 | 桜並木町内会                      |
| 122 | 仲町台二丁目町内会                   |
| 123 | みずきが丘自治会                    |
| 124 | シーズンプレイス自治会                 |

### ①協賛委員委嘱状



### ②受領証 (10枚綴り)



### ③広報冊子 「わたしたちの神奈川だから」



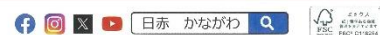
### ④広報ポスター (A4)



### 苦しんでいる人を救いたい

あなたのご寄付は、災害救護活動をはじめ  
防災・減災の普及啓発やボランティア育成など、  
カタチを変えて苦しんでいる人の支えとなります。

赤十字活動資金にご協力をお願いします。



## 裏面



例えば・・・皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

5,000円で

駿角セット

乗込セツト

避難所生活時に  
必要となる物が

赤十字活動資金にご協力をお願いします。

町内会・自治会のご協力により募金を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。

## ⑧横浜農協あて振込依頼書

皆様からお寄せいただいた善意は、日本赤十字社を通じて国際救助活動をはじめ、災害救助活動や献血事業、社会福祉事業などに使われています。

(記入はご自由です)

日本赤十字社神奈川県支部  
横浜市地区本部  
都筑区地区委員会  
〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3  
港北ニュータウンまちづくり館内  
(福)横浜市都筑区社会福祉協議会内  
電話 (943) 4058番



 **日本赤十字社** 神奈川県支部  
Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7 TEL 045-681-2123



自治会・町内会名：\_\_\_\_\_

※1回の募金額が20,000円以上の方についてのみ、ご記入ください。

| No. | 金 額 | お 名 前 | お と こ ろ | 備 考 |
|-----|-----|-------|---------|-----|
| 1   |     |       |         |     |
| 2   |     |       |         |     |
| 3   |     |       |         |     |
| 4   |     |       |         |     |
| 5   |     |       |         |     |
| 6   |     |       |         |     |
| 7   |     |       |         |     |
| 8   |     |       |         |     |
| 9   |     |       |         |     |
| 10  |     |       |         |     |
| 11  |     |       |         |     |
| 12  |     |       |         |     |
| 13  |     |       |         |     |
| 14  |     |       |         |     |
| 15  |     |       |         |     |

※この名簿は表彰についてのみ使用し、他の目的では使用いたしません。





令和7年度

# つづき あい基金



「つづき あい基金」助成金は、第4期福祉保健計画に関する課題の解決に向けた活動を資金面からバックアップする助成金です。

申請受付期間

前期：6月2日（月）～7月18日（金）

後期：10月10日（金）～11月21日（金）

地域活動に

ぜひご活用ください！

令和6年度の助成金活用事例

助成額：10,000円

広報紙の作成



助成額：20,000円

チラシの作成



助成額：100,000円

見守り活動周知グッズ・  
LINEスタンプの作成



【問合せ・ご相談】

横浜市都筑区社会福祉協議会

☎ 045-943-4058

〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3



## 助 成 対 象

下記いずれかに該当する活動を行っている団体



第4期都筑区  
地域福祉保健計画

### ①第4期都筑区地域福祉保健計画に掲げる推進の柱に寄与できる活動

#### 第4期都筑区地域福祉保健計画 推進の柱

- ①であいが広まり、つながりのある地域づくり
- ②お互いにささえあい、必要な人に支援が届く仕組みづくり
- ③地域における様々な主体が連携しながら、地域がもつ力をわかちあえる地域づくり

### ②第4期地区別計画に掲げる15地区の取組を推進する活動

#### 15地区の計画

「東山田」「山田」「中川」「勝田茅ヶ崎」「かちだ」「新栄早渕」「都田」「池辺」「佐江戸加賀原」「川和」「荏田南」「渋沢」「茅ヶ崎南MGCRS」「ふれあいの丘」「柚木荏田南」の15地区の計画です。

## 対 象 活 動 ・ 金 額

※1. 3. 4. は、計画期間中1回に限ります。

1. 地域福祉保健活動を推進するための活動方法や調査研究、研修、検討にかかる費用  
【上限3万円】
2. 区計画及び地区別計画の推進に関する広報紙やチラシの発行  
【上限2万円】  
※1,000部につき5,000円を助成
3. デジタル媒体を活用し、地域福祉保健活動を推進するための備品整備にかかる費用やホームページ、SNS等による周知・啓発に係る費用  
【上限10万円】
4. サロンなどの地域福祉保健活動の活動費（新規事業に限る）  
【上限5万円】



本会HPトップページのニュース欄に「申請のてびき」を掲載しておりますので、詳細はこちらをご確認ください。



# 都筑区地域福祉保健計画 「つづき あい基金」助成金



ゆいぴー

## 申請のてびき

<令和7年度>



### 申請受付期間

**前期: 6月2日(月)～ 7月18日(金)**

**後期: 10月10日(金)～11月21日(金)**

### 「つづき あい基金」助成金とは

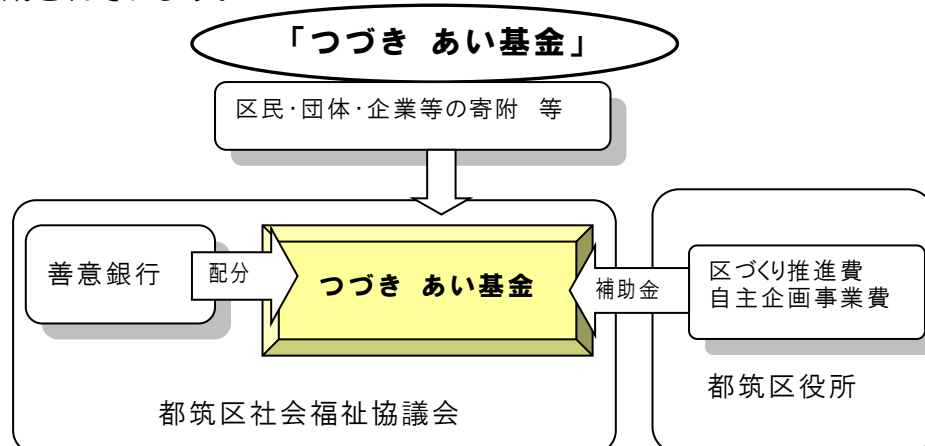
第4期都筑区地域福祉保健計画（以下、計画）に定める目標を実現し、地域の福祉保健に関する課題の解決に向けた活動を行う団体に対し、「つづき あい基金」を活用して活動経費の一部を助成することにより、「計画」の推進を資金面からバックアップすることを目的としています。

#### 都筑区地域福祉保健計画は...

「誰もが 住みなれた地域で 安心して暮らすことができること」を目指し、区民、地域、団体、企業と都筑区が、地域の課題に対してともに取組み、人と人との「であ い ささえあい わかちあい」の仕組みをつくり、行動していくための計画です。

#### 「つづきあい基金」は...

計画の推進のため、地域で実施されるさまざまな福祉保健活動の支援、計画の周知を目的として、平成18年9月に設置しました。区役所の補助金、善意銀行の配分金等で構成されています。



## 助成内容

計画冊子第4章の区計画に掲げる次の3つの推進の柱に寄与できる活動、または計画冊子第5章の地区別計画に掲げる15地区の取組を推進する活動について助成します。

### 区計画の推進の柱

- ① であいが広まり、つながりのある地域づくり
- ② お互いにささえあい、必要な人に支援が届く仕組みづくり
- ③ 地域における様々な主体が連携しながら、地域がもつ力をわかちあえる地域づくり

### 15地区の計画

「東山田」「山田」「中川」「勝田茅ヶ崎」「かちだ」「新栄早渕」「都田」「池辺」「佐江戸加賀原」「川和」「荏田南」「渋沢」「茅ヶ崎南MGCRC」「ふれあいの丘」「柚木荏田南」の15地区の計画です。

### 対象活動及び助成金額

| 助成対象活動                                                                                                                                                                                              | 助成上限額・条件等                                            | 年間助成団体数 | 助成回数            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------|-----------------|
| <u>1.地域福祉保健活動を推進するための活動方法や調査研究、研修、検討にかかる費用</u>                                                                                                                                                      | 上限 3 万円                                              | 3 団体    | 計画期間中<br>1 回に限る |
| 2.区計画及び地区別計画の推進に関する広報紙や <u>チラシ</u> の発行                                                                                                                                                              | 広報紙の発行枚数、<br>1,000 部に付き<br>5,000 円を助成<br>ただし、上限 2 万円 | 15 団体   | 継続申請可           |
| <u>3.デジタル媒体を活用し、地域福祉保健活動を推進するための備品整備にかかる費用やホームページ、SNS等による周知・啓発に係る費用</u><br><br>【例】<br>①IT を活用したボランティア登録の方法、集約、管理などの業務委託費用<br>②アプリの開発費<br>③ホームページ作成にかかる費用 等<br>④上記を推進するために使用する備品の購入費用（個人所有となるものは対象外） | 上限 10 万円                                             | 3 団体    | 計画期間中<br>1 回に限る |
| 4. サロンなどの地域福祉保健活動の活動費（ <u>新規事業に限る</u> ）                                                                                                                                                             | 上限 5 万円                                              | 3 団体    | 計画期間中<br>1 回に限る |

## 申請の対象外とするもの

- ・ 同一内容で、都筑区、横浜市等から既に補助金・助成金等を受けている活動
- ・ 政治、宗教、営利及び募金活動を目的とする活動
- ・ 特定の個人や団体の構成員のみを対象としている又は事実上それらの者しか参加しない活動

## 助成対象経費

- ・ 消耗品費（活動に関わる消耗品や使用する物品）
- ・ 印刷費（掲示物・パンフレット・資料等の印刷代、業者への印刷委託代）
- ・ 通信運搬費（ハガキ・切手代等）
- ・ 使用料（機材や施設等の使用料）
- ・ 交通費（団体外部の講師・協力者等への交通費（実費））
- ・ 謝金（団体外部の講師・協力者等への謝金）
- ・ 研修費（活動に必要な研修への参加費）
- ・ 保険料（ボランティア活動保険、行事保険など）

※ 団体の運営費（人件費、事務所維持費等）は対象となりません。

## 対象団体

計画の推進母体となる、地区連合町内会自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、NPO法人（都筑区で活動しているNPO法人に限る）

## スケジュール

### 申請書等の提出（年2回）

前期：6月2日（月）～7月18日（金）

後期：10月10日（金）～11月21日（金）

○申請書等を都筑区社会福祉協議会へ郵送、もしくは持参してください。受理後、連絡担当者あてに申請内容の確認などを行う場合があります。

### 審査及び通知

「つづき あい基金」助成金審査会で審査の上、都筑区社会福祉協議会会長が交付を決定し、通知します

**前期：8月頃**

**後期：12月頃**

○交付の可否と、交付が決定した場合には助成金額も合わせてお知らせします。

○決定団体には交付申請書、振込依頼書を合わせて送付しますので、ご返送ください。

### 助成金の交付

**前期：9月頃**

**後期：1月頃**

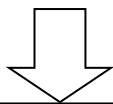
○助成金は指定の口座へ振り込みます。

### 活動実施

～令和6年3月

○活動時には、「つづき あい基金」の助成金を受けている活動であることを周知してください。





## 活動報告書提出

- 活動終了後1ヶ月以内に「活動報告書」「収支決算書」等をご提出いただきます。(報告方法は別途ご案内します。)
- 助成した費用が余った場合には、助成金を戻していただきます。

## 申請様式及び提出先

### 申請書類

下記についてご提出ください。

- (1) 助成金申請書(様式1) ※③区分については見積書(写)も提出
- (2) 活動計画書(様式2)
- (3) 収支予算書(様式3)

※NPO法人については別途「定款」や「総会資料」等、団体の概要がわかる資料を提出していただきます。

※様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

### 提出先(問い合わせ先)

横浜市都筑区社会福祉協議会

〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3

Tel.045-943-4058/Fax.045-943-1863

E-mail : info@tuzuki-shakyo.jp

## 審査及び決定

### 審査方法

「つづき あい基金」助成金審査会において書類審査を行い、横浜市都筑区社会福祉協議会会長が交付の決定を行います。

### 結果通知

選考結果は、可否に関わらず書面で通知します。

## 活動の公表等

- 交付を受けた団体の申請書、活動報告書などの情報は、公開を求められた際には、開示させていただきます。(但し個人情報除きます。)
- 活動内容について、広報よこはま都筑区版や横浜市都筑区社会福祉協議会の広報紙「しゅんらん」、その他、ホームページ等に掲載させていただく場合があります

## 助成決定後、活動の実施にあたって

助成決定後、活動の際には「つづき あい基金」の助成金の交付を受けている活動であることを広く周知できるよう、活動に関わる周知物や会議資料、報告書などに次の事項を表示してください。

**「この活動は、「つづき あい基金」助成金の交付を受けています。」**

都筑区福祉保健計画推進のマスコットキャラクター「つづき あい」)



## 活動終了後の報告にあたって

活動終了後 1 ヶ月以内に「活動報告書」「収支決算書」等をご提出いただきます。

(1) 活動報告書 (様式 4-1、4-2)

(2) 収支決算書 (様式 5)

その他

- ・ 活動状況や購入した物品がわかる写真、ちらし
- ・ 助成金を使って完成した印刷物
- ・ 物品等を購入した領収書について、提出は不要ですが、年度終了後、団体で 5 年間保管してください。

※様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

○助成した費用が余った場合には、助成金を戻していただきます。

# 令和7年度『つづき あい基金』助成金申請書

社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

令和7年度「つづき あい基金」助成金の交付を受けたいので必要書類を添付し申請します。

|                                                         |                                |                                                                   |                        |      |            |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------|------|------------|
| 申請団体                                                    | ふりがな                           |                                                                   |                        |      |            |
|                                                         | 団体名                            |                                                                   |                        |      |            |
|                                                         | ふりがな                           |                                                                   | 住所                     | 〒    |            |
|                                                         | 代表者                            |                                                                   | 電話                     | FAX  |            |
|                                                         |                                |                                                                   | メール                    |      |            |
|                                                         |                                |                                                                   |                        |      |            |
|                                                         | ふりがな                           |                                                                   | 住所                     | 〒    |            |
|                                                         | 連絡担当者名                         |                                                                   | 電話                     | FAX  |            |
|                                                         |                                | メール                                                               |                        |      |            |
|                                                         |                                |                                                                   |                        |      |            |
| ※代表者と連絡者が同じ場合は「同上」と記入                                   |                                |                                                                   |                        |      |            |
| 助成申込金額                                                  |                                | 円<br>(千円単位)                                                       |                        |      |            |
| 実施事業<br>(いずれかに☑して<br>②～④については<br>実施内容等について<br>ご記入ください。) | <input type="checkbox"/>       | 1. 地域福祉保健活動を推進するための活動方法や調査研究、研修、検討にかかる費用                          |                        |      |            |
|                                                         | <input type="checkbox"/>       | 2. 区計画及び地区別計画の推進に関する広報紙やチラシの発行                                    |                        |      |            |
|                                                         |                                | 発行回数<br>(予定)                                                      | 年間                     | 回    | 合計発行<br>部数 |
|                                                         | <input type="checkbox"/>       | 3. デジタル媒体を活用し、地域福祉保健活動を推進するための備品整備にかかる費用やホームページ、SNS等による周知・啓発に係る費用 |                        |      |            |
|                                                         |                                | 購入予定品名<br>(購入予定時期)                                                | 品名： ( 月頃)              |      |            |
|                                                         |                                | ホームページ、SNS等<br>による周知・啓発に<br>係る初期導入費用に<br>ついて                      | 周知啓発手段：<br><br>助成金の使途： |      |            |
| <input type="checkbox"/>                                | 4. サロンなどの地域福祉保健活動の活動費（新規事業に限る） |                                                                   |                        |      |            |
|                                                         | 開始時期                           | 年                                                                 | 月～                     | 活動場所 |            |

|                           |                                  |                               |                                  |                                |
|---------------------------|----------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 事業対象者<br>(複数☑入れても可)       | <input type="checkbox"/> 子ども・青少年 | <input type="checkbox"/> 障害児者 | <input type="checkbox"/> 高齢者     | <input type="checkbox"/> その他   |
| 他団体との<br>連携(複数☑<br>入れても可) | <input type="checkbox"/> 自治会町内会  | <input type="checkbox"/> 地区社協 | <input type="checkbox"/> 地区民児協   | <input type="checkbox"/> NPO法人 |
|                           | <input type="checkbox"/> 施設 ( )  |                               | <input type="checkbox"/> その他 ( ) |                                |

■ 地域や他団体との連携について（どのように連携や交流をする予定か）ご記入ください

|  |
|--|
|  |
|--|

■ 団体が抱えている課題や問題点についてご記入ください

|  |
|--|
|  |
|--|

(1)「区計画」もしくは「地区別計画」のどちらの計画を推進するか、☑をつけてください。(両方選択可)

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> | 区計画          |
| <input type="checkbox"/> | 地区別計画(地区名: ) |

※15地区の中から選んでご記入ください。

(2) 上記(1)で「区計画」を選択した場合は、下記①の区計画に該当する重点項目に☑をつけてください。  
「地区別計画」を選択した場合は、地区別計画冊子に記載された目標または取組の該当する箇所を下記②にご記入ください。

①【区計画を選択した場合に記入】 (複数選択可)

|     | 推進の柱                                    | 重点項目                                                         |
|-----|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 区計画 | 1 であいが広まり、つながりのある地域づくり                  | <input type="checkbox"/> 1-1 地域の力を強くする基盤づくり                  |
|     |                                         | <input type="checkbox"/> 1-2 地域課題解決に取り組む人材の支援や新たな人材の育成       |
|     |                                         | <input type="checkbox"/> 1-3 お互いを理解し、様々な人が地域と関わる共生・共創の仕組みづくり |
|     | 2 お互いにささえあい、必要な人に支援が届く仕組みづくり            | <input type="checkbox"/> 2-1 支援が必要な人に必要な情報を届ける               |
|     |                                         | <input type="checkbox"/> 2-2 様々な人がつながり、お互いに支え合える地域づくり        |
|     |                                         | <input type="checkbox"/> 2-3 いきいきと健やかに暮らせる地域づくり              |
|     | 3 地域における様々な主体が連携しながら、地域がもつ力をわかちあえる地域づくり | <input type="checkbox"/> 3-1 幅広い区民参加の促進                      |
|     |                                         | <input type="checkbox"/> 3-2 多様な主体の連携・協働による地域づくり             |
|     |                                         | <input type="checkbox"/> 3-3 地域福祉保健活動を広げるための環境づくり            |

②【地区別計画を選択した場合に記入】

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 地区別計画冊子に記載された目標又は取組の該当箇所をご記入ください |  |
|----------------------------------|--|

(3)取組目標及び取組内容

\* 取組もうと考えている活動により、都筑区地域福祉保健計画の「区計画」もしくは「地区別計画」で掲げられた目標がどのように推進できるか、取組目標と取組内容、得られる効果を具体的にご記入ください。

|  |
|--|
|  |
|--|

※ご記入いただいた個人情報は、「つづき あい基金」助成金に際して助成可否の連絡等に使用するものであり、ご本人の承諾がない限り、利用目的以外に個人情報を使用したり、第三者に提供することはありません。

# 【活動計画書】

(様式2)

\* 年間活動スケジュール（資材・物品購入で申請する場合は記入不要です。）

| 月  | 日時 | 活動内容 | 活動場所 | 参加者数 | 備考 |
|----|----|------|------|------|----|
| 4  |    |      |      |      |    |
| 5  |    |      |      |      |    |
| 6  |    |      |      |      |    |
| 7  |    |      |      |      |    |
| 8  |    |      |      |      |    |
| 9  |    |      |      |      |    |
| 10 |    |      |      |      |    |
| 11 |    |      |      |      |    |
| 12 |    |      |      |      |    |
| 1  |    |      |      |      |    |
| 2  |    |      |      |      |    |
| 3  |    |      |      |      |    |



## 【収支予算書】

※収入金額と支出金額は同額になります。

※申請する活動にかかる経費のみ計上してください。

<単位:円>

|        | 項 目             | 金 額 | 内 訳 |
|--------|-----------------|-----|-----|
| 収<br>入 | つづき あい基金助成金 申請額 |     |     |
|        | 自主財源            |     |     |
|        | 参加者負担金          |     |     |
|        | その他( )          |     |     |
|        | その他( )          |     |     |
|        | その他( )          |     |     |
|        | 合 計             |     |     |

<単位:円>

|        | 項 目    | 金 額 | 内 訳 |
|--------|--------|-----|-----|
| 支<br>出 | 消耗品費   |     |     |
|        | 印刷費    |     |     |
|        | 通信運搬費  |     |     |
|        | 使用料    |     |     |
|        | 交通費    |     |     |
|        | 謝金     |     |     |
|        | 研修費    |     |     |
|        | 保険料    |     |     |
|        | その他( ) |     |     |
|        | その他( ) |     |     |
|        | 合 計    |     |     |

※支出内訳は、算出根拠がわかるよう記入してください。

**「つづき あい基金」助成金**

**様式2 記入例**

# 【活動計画書】

(様式2)

| 月  | 日時                                                                  | 活動内容                  | 活動場所  | 参加者数    | 備考 |
|----|---------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------|---------|----|
| 4  | <div>【記入例】</div> <div>1.地域福祉保健活動を推進するための活動方法や調査研究、研修、検討にかかる費用</div> |                       |       |         |    |
| 5  |                                                                     |                       |       |         |    |
| 6  |                                                                     |                       |       |         |    |
| 7  | 7日(水)<br>17:00～                                                     | 今後の活動について検討会<br>(第1回) | つづき会館 | 10人(予定) |    |
| 8  |                                                                     |                       |       |         |    |
| 9  |                                                                     |                       |       |         |    |
| 10 | 6日(水)<br>17:00～                                                     | 今後の活動について検討会<br>(第2回) | つづき会館 | 10人(予定) |    |
| 11 |                                                                     |                       |       |         |    |
| 12 |                                                                     |                       |       |         |    |
| 1  | 20(木)<br>時間未定                                                       | 今後の活動について検討会<br>(第3回) | つづき会館 | 10人(予定) |    |
| 2  |                                                                     |                       |       |         |    |
| 3  |                                                                     |                       |       |         |    |

# 【活動計画書】

(様式2)

| 月  | 日時                                                      | 活動内容       | 活動場所 | 参加者数      | 備考 |
|----|---------------------------------------------------------|------------|------|-----------|----|
| 4  | <div>【記入例】</div> <div>2.区計画及び地区別計画の推進に関する広報紙やチラシの</div> |            |      |           |    |
| 5  |                                                         |            |      |           |    |
| 6  |                                                         |            |      |           |    |
| 7  |                                                         |            |      |           |    |
| 8  |                                                         |            |      |           |    |
| 9  | 中旬頃                                                     | 広報紙発行(1回目) |      | 5000部印刷予定 |    |
| 10 |                                                         |            |      |           |    |
| 11 |                                                         |            |      |           |    |
| 12 |                                                         |            |      |           |    |
| 1  |                                                         |            |      |           |    |
| 2  |                                                         |            |      |           |    |
| 3  | 初旬頃                                                     | 広報紙発行(2回目) |      | 5000部印刷予定 |    |

# 【活動計画書】

(様式2)

| 月  | 日時 | 活動内容                                                                                                                         | 活動場所 | 参加者数 | 備考 |
|----|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|----|
| 4  |    |                                                                                                                              |      |      |    |
| 5  |    | <div> <b>【記入例】</b><br/>           3.デジタル媒体を活用し、地域福祉保健活動を推進するための<br/>           備品整備にかかる費用やホームページ、SNS等による周知・啓発         </div> |      |      |    |
| 6  |    |                                                                                                                              |      |      |    |
| 7  |    |                                                                                                                              |      |      |    |
| 8  |    |                                                                                                                              |      |      |    |
| 9  |    |                                                                                                                              |      |      |    |
| 10 | 下旬 | 物品購入予定<br>・検温センサー                                                                                                            |      |      |    |
| 11 |    |                                                                                                                              |      |      |    |
| 12 |    |                                                                                                                              |      |      |    |
| 1  |    |                                                                                                                              |      |      |    |
| 2  |    |                                                                                                                              |      |      |    |
| 3  |    |                                                                                                                              |      |      |    |



# 【活動計画書】

(様式2)

| 月  | 日時                                                       | 活動内容          | 活動場所    | 参加者数    | 備考 |
|----|----------------------------------------------------------|---------------|---------|---------|----|
| 4  | <div>【記入例】</div> <div>4. サロンなどの地域福祉保健活動の活動費(新規事業に限</div> |               |         |         |    |
| 5  |                                                          |               |         |         |    |
| 6  |                                                          |               |         |         |    |
| 7  |                                                          | 準備会           | 南集会所    | 10名(予定) |    |
| 8  |                                                          | 準備会           | 南集会所    |         |    |
| 9  | 第3日曜日<br>10:00～                                          | つづきっこサロン(第1回) | ふれあいルーム | 10名(予定) |    |
| 10 | 第3日曜日<br>10:00～                                          | つづきっこサロン(第2回) | ふれあいルーム | 10名(予定) |    |
| 11 | 第3日曜日<br>10:00～                                          | つづきっこサロン(第3回) | ふれあいルーム | 10名(予定) |    |
| 12 | 第3日曜日<br>10:00～                                          | つづきっこサロン(第4回) | ふれあいルーム | 10名(予定) |    |
| 1  | 第3日曜日<br>10:00～                                          | つづきっこサロン(第5回) | ふれあいルーム | 10名(予定) |    |
| 2  | 第3日曜日<br>10:00～                                          | つづきっこサロン(第6回) | ふれあいルーム | 10名(予定) |    |
| 3  | 第3日曜日<br>10:00～                                          | つづきっこサロン(第7回) | ふれあいルーム | 10名(予定) |    |

自治会・町内会長 各位

## 令和 7 年度都筑区家庭防災員研修の実施について（御依頼）

令和 7 年度都筑区家庭防災員研修を次のとおり実施いたしますので、研修受講者について自治会・町内会からの御推薦をお願いいたします。また、今年度も個人での応募も併せて実施いたします。

### 1 研修日時

資料 2 を御参照ください。

### 2 研修受講者の要件

満 15 歳以上の都筑区在住の方（過去に家庭防災員の研修を修了した方も受講できます。）

### 3 御依頼内容

研修受講者をお取りまとめいただき、資料 1 に必要事項を御記入の上、都筑消防署 総務・予防課宛てに御返信ください。（希望者がいない場合は返信不要です。）

### 4 研修募集人数

各自治会・町内会からの推薦は原則 2 名までとさせていただきます。個人での応募も含め 150 名で締め切りとさせていただきます。（各自治会・町内会の推薦が 2 名を超える場合は、事前に担当者に御相談ください。）

### 5 御提出期限

令和 7 年 6 月 23 日（月）

### 6 その他

7 月下旬頃に受講者本人あてに研修内容について、郵送にてお知らせいたします。

### 7 同封書類

- (1) 家庭防災員研修受講（推薦）者名簿（令和 7 年度）【資料 1】
- (2) 家庭防災員研修の御案内（回覧用）【資料 2】
- (3) 家庭防災員研修の御案内（掲示板用）【資料 3】
- (4) 返信用封筒（切手付き）

お問合せ  
都筑消防署 総務・予防課 予防係  
担当：田代・井上  
TEL・FAX 045-945-0119

## 自治会・町内会長様ご記入用

令和 7 年 月 日

都 筑 消 防 署 長

自治会・町内会名 \_\_\_\_\_  
 会 長 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

## 家庭防災員研修受講(推薦)者名簿 (令和 7 年度)

※ 希望者がいない場合、ご返信は不要です。

## 【推薦者 1】

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| フリガナ    |                          |
| 氏 名     |                          |
| 住 所     | 〒 2 2 4 -<br>都筑区         |
| 電 話 番 号 | ご 自 宅 ( )<br>日中のご連絡先 ( ) |

## 【推薦者 2】

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| フリガナ    |                          |
| 氏 名     |                          |
| 住 所     | 〒 2 2 4 -<br>都筑区         |
| 電 話 番 号 | ご 自 宅 ( )<br>日中のご連絡先 ( ) |

※上記に記載された個人情報、家庭防災員研修以外には、使用いたしません。

## ◎留意事項

- ・ 満15歳以上の都筑区内在住の方であれば、どなたでも受講できます。
  - ・ 氏名は修了証に記載されますので、楷書で正確に御記入ください。
  - ・ 住所は棟室番号（マンション等の場合）まで御記入ください。
- 令和 7 年 6 月 23 日（月）までに、同封の返信用封筒にて御返信ください。
- ・ その他、御不明な点は下記までお問い合わせください。

都筑消防署 総務・予防課 予防係  
 電話・FAX：945-0119

# 令和7年度 家庭防災員研修のご案内

## 1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性が高まっています。この研修は、その知識や技術を身につけていただくことができる内容となっています。

## 2 研修内容

| 区分              | 内容                                                | 会場             |
|-----------------|---------------------------------------------------|----------------|
| 救急研修            | 救急処置要領(AED を使用した心肺蘇生法など)                          | 都筑消防署          |
| 防火研修            | 火災時の消火要領、避難要領                                     | 横浜市民<br>防災センター |
| 地震研修            | 地震の知識や対応方法                                        |                |
| 災害図上研修<br>風水害研修 | 地図上(ハザードマップ)から読み取れる情報等から、<br>様々な災害に応じた防災対策を検討する訓練 |                |

## 3 研修日程

| 区分                    | 日時                         | 会場             |
|-----------------------|----------------------------|----------------|
| ①救急研修                 | 令和7年9月12日(金) 9時00分～10時00分  | 都筑消防署          |
|                       | 令和7年9月12日(金) 10時30分～11時30分 |                |
|                       | 令和7年9月13日(土) 9時00分～10時00分  |                |
|                       | 令和7年9月13日(土) 10時30分～11時30分 |                |
| ②防火・防災・<br>災害図上・風水害研修 | 令和8年1月30日(金) 9時30分～10時30分  | 横浜市民<br>防災センター |
|                       | 令和8年1月30日(金) 10時40分～11時40分 |                |
|                       | 令和8年1月31日(土) 9時30分～10時30分  |                |
|                       | 令和8年1月31日(土) 10時30分～11時40分 |                |

※①②ともに受講必須になります。

## 4 受講対象者

都筑区在住での満 15 歳以上の方であればどなたでも可能です（定員 150 名まで）。

## 5 申込方法

---

### ① 電子申請でのお手続き

6月23日（月）までに横浜市電子申請システムから受講登録をお願いいたします。

下記の二次元コードを読み込んでいただくか、下記 URL をパソコンなどで入力し、該当のホームページから受講登録をお願いします。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/883e0c4d-6fa5-47ad-877d-1e171bf82e63/start>



### ② 受講申込書でのお申込み

下記のホームページから書式をダウンロードして頂くか、都筑消防署受付で配布しております受講申込書に必要事項を御記入の上、お申込みください。

「〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

都筑消防署 総務・予防課 家庭防災員研修担当宛」

6月23日（月）まで（必着）に FAX、郵送又は直接窓口までお申込みください。

家庭防災員研修申請書ダウンロードホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/shobo/shobosho/tsuzuki/tsuzuki-inf.html#59EC4>



**FAX 番号：045-945-0119**

**※送信時は番号の確認をお願いします。（定員に達し次第締め切りとさせていただきます。）**

## 6 その他

---

- (1) 研修に参加される際は、公共交通機関のご利用をお願いします。
- (2) 研修受講者の方には、7月下旬までに消防署から研修の詳細を郵送にてお知らせいたします。

# 令和7年度都筑区 家庭防災員研修を 開催します

この研修は、今後発生が危惧される大規模災害による被害を軽減するための「自助」とともに「共助」の知識や技術を身につけていただくことができる内容となっています。※無料

## 受講対象者

受講対象者は都筑区在住で満15歳以上の方

## 申込方法

個人からの応募又は自治会・町内会からの推薦  
(詳細は下記消防署にお問合せいただくかホームページをご覧ください。)

## 研修内容

| 区 分                | 日 程          | 会 場            |
|--------------------|--------------|----------------|
| 救 急                | 令和7年9月12日(金) | 都筑消防署          |
|                    | 令和7年9月13日(土) |                |
| 防火/防災/<br>災害図上/風水害 | 令和8年1月30日(金) | 横浜市民<br>防災センター |
|                    | 令和8年1月31日(土) |                |



能登半島地震写真

お問い合わせ 都筑消防署総務・予防課予防係 ☎ 045-945-0119

都筑消防署 家庭防災員研修

検索

又はこちらを読み込んでください





都筑区自治会町内会 会長 各位

都筑区連合町内会自治会  
会長 吉野 富雄

## 令和 7 年度都筑区自治会町内会長研修の参加について（依頼）

向暑の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

都筑区連合町内会自治会にて、自治会町内会長研修を企画しました。

今年度は、主に新任、または就任から 2～3 年目の自治会町内会長を対象に、自治会町内会の概要や行政からの支援制度など、自治会町内会の基本的な内容をご紹介しますことで、安心して自治会町内会運営を行っていただくことを目的に内容を組み立てました。また、集合形式ではなく、動画配信をいたします。

是非、御参加くださいますようお願い申し上げます。

### 1 対象者

今年度の新任会長、自治会町内会長経験が 2～3 年目の方を中心に、  
受講を希望される連合町内会自治会長・自治会町内会長、役員 等

### 2 研修内容

#### 『自治会町内会の概要・支援制度等の説明』

内容：自治会町内会の活動内容や行政との関係、自治会町内会への支援制度（補助金等）  
のご紹介等

### 3 開催方法

YouTube による配信を行いますので、下記 URL または二次元コードからアクセスしてください。また、資料は都筑区連合町内会自治会ホームページに掲載します。

#### ●YouTube

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLNVjfVKTqKsIGsJLFMvVmxToSVfGQR314>



#### ●資料掲載先

<https://tuzuki-kurenkai.net/document/kenshu/index.html>



#### 4 配信期間

令和7年6月13日（金）18時00分 ～ 令和7年8月1日（金）18時00分  
※効果検証を行うため、期間を限定して配信させていただきます。

#### 5 受講後アンケートへのご協力のお願い

今後、よりよい研修にしていくため、視聴後はアンケートに御協力をお願いいたします。

●アンケートフォーム：



#### 6 その他

内容に関するご質問やそのほか自治会町内会に関するご相談につきましては、下記Eメールまたは窓口で承ります。

担当 都筑区連合町内会自治会事務局 村尾・藤井  
(都筑区役所地域振興課)

電話：948-2231

FAX：948-2239

Email:tz-kurenkai@city.yokohama.lg.jp

# アドバイザー派遣のお知らせ

無料

対象：都筑区の単位自治会町内会または地区連合町内会自治会

先着4地区

回覧板のデジタル化に  
挑戦したい！



気軽に多世代が  
交流できる場を作りたい！



ホームページやSNSを  
始めるには何が必要？

コミュニティカフェを  
やってみたいけど難しいのかな？



様々な希望や疑問に応じたアドバイザーを派遣します！

## ポイント1

ニーズに合ったア  
ドバイザーを選定  
します。

## ポイント2

ご希望の日時・場所  
へアドバイザーが  
お伺いします。  
(上限3回・土日可)

## ポイント3

課題に応じた丁寧  
なアドバイスによ  
り、活動の魅力  
アップ・効率化に  
つながります。



## ポイント4

新たなチャレンジを  
応援！「イベント実施  
サポート」が活用で  
きます。  
※裏面参照



## 「イベント実施サポート」とは・・・

アドバイザー派遣を通じて「実際にやってみたい！」と思ったイベントや取組に対して、**■ 専門スタッフのサポート（1回）**または、**■ 支援金（上限 3 万円）**のどちらかのサポートを活用できます。※アドバイザー派遣の利用が必須です。

## 支援実績

### CASE1 桜並木町内会 (広報活動の電子化)



輪番制で役員が交代してもスムーズに運用できる電子閲覧板の導入を検討していました。アドバイザーによる活動内容の整理や各種アプリの説明を聞いて、LINE 公式アカウントの試験運用を開始。町内会の規模に合わせた使い方や継続的に利用できる仕組みについて、具体的な提案をもらいました。



#### イベント実施サポート

を活用

- ・ LINE 公式アカウント登録促進活動の支援

#### 感想コメント

現状の活動に即した最適なツールを検討でき、とても良い機会でした。手軽で負担感なくスタートできたことも、大きな収穫でした。

### CASE2 メゾンふじのき台自治会 (担い手を増やす組織づくり)



加入促進や活動の活性化に向けた新たな取り組みについて、アドバイザーに相談しながら検討を進めました。事例紹介をもとに意見交換を行い、集会所を活用したコミュニティカフェの実施を決定。運営のポイントや心構えの助言を受け、今後の活動に向けたアイデアが広がりました。



#### イベント実施サポート

を活用

- ・ コミュニティカフェの運営に必要な備品の購入

#### 感想コメント

多くの方がカフェに参加し、新たな人材の発掘や交流が生まれました。普段の活動を知ってもらう貴重な機会にもなり、大変有意義でした。

## ✕ 申込方法

電子申請システムでの申請、または、別紙の「都筑区アドバイザー派遣申込書」に必要事項を記入し、E メールか FAX でお申し込みください。

電子申請システム

右の2次元コードからアクセスしてください

E メール

tz-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

FAX

045-948-2239



※6月 27 日(金)までは当事業を初めて利用する自治会町内会を優先します。

※申込内容及びアドバイザーとの調整結果によっては、ご希望に添えない可能性がありますのでご了承ください。また法律相談等や活動の業務代行となる派遣は行いません。



## 令和7年度 都筑スタイル アドバイザー派遣申込書

|                        |                                 |  |
|------------------------|---------------------------------|--|
| 地区連合名<br>自治会町内会名       |                                 |  |
| 会長名                    |                                 |  |
| 担当者<br>連絡先             | 氏名                              |  |
|                        | 電話番号                            |  |
|                        | Eメール                            |  |
| 地域で検討したい・<br>検討している内容※ | 検討したい内容について記入してください。            |  |
| 派遣の希望時期                | 6月以降の日程で、希望日程がある場合は記入してください。    |  |
| アドバイザーに<br>期待すること      | アドバイザーに期待すること(役割等)について記入してください。 |  |
| 備考                     | その他、説明事項等があれば記入してください。          |  |

※次に該当する活動や内容は支援対象外とします。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける活動
- (2) 政治活動や宗教活動を目的とした活動
- (3) 特定の事業者等に要望を行う活動又は特定の事業等に反対を掲げる活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 法律相談等や活動の業務代行となる内容
- (6) その他、本事業による支援が妥当ではないと認められる内容

## 【留意点】

- ・申込内容及びアドバイザーとの調整結果によっては、ご希望に添えない可能性があります。
- ・アドバイスの実施場所は、原則、各自治会町内会でご手配いただきます。また、ワークに必要な物品等を各自治会町内会でご用意いただく場合があります。

## 【提出先】

〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1  
 都筑区地域振興課 地域力推進担当  
 Email: [tz-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp](mailto:tz-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp)  
 FAX : 045-948-2239

令和7年度

区連会 5月定例会説明資料  
令和7年5月21日  
都筑区地域振興課

人とつながる、愛着が持てる自治会へ

# 都筑スタイル 学び合い交流セミナー

運営の負担が  
一部に集中している・・・

輪番制で役員の意識が  
まとまらない・・・

会長と役員・組長に  
温度差がある・・・

セミナーを受講して、  
強くあたたかい自治会町内会を実現しよう！



自治会町内会の運営にお悩みの方やもっと活動を活性化させたい方を  
応援するセミナーを開催します。  
今年から新しく会長や役員を務める方にもオススメの内容です。

都筑スタイル  
詳細はこちら



日時 **6月21日(土)** 10時～12時30分  
(受付開始9時30分)

場所 **都筑区役所6階大会議室** 費用 **無料**  
(都筑区茅ヶ崎中央 32-1)

## ▶▶ セミナーでお伝えする内容 ◀◀

### Point 1

みんなが生き生きと関われる「強く  
あたたかい自治会組織」を目指そう！  
活動の成果をしっかりと出しなが  
ら、メンバー同士の関係性が良好で  
活気のある組織づくりを学びます。

### Point 2

自治会活動を豊かにする仲間の増  
やし方を知ろう！  
多様な関り方をデザインし、一人ひ  
とりの「やりたい」意欲を引き出す  
役割と出番の作り方を学びます。

### Point 3

「理念共感」「自己有用感」「居心地  
の良さ」という3つのポイントから、  
活動を向上させるノウハウを学び  
ます。



## 講師

### 呉 哲煥 氏

〔 NPO 法人 CR ファクトリー 代表理事 〕

「すべての人が居場所と仲間を持って心豊かに生きる社会」の実現をビジョンに、NPO・市民活動・サークル向けのマネジメント支援サービスを多数提供。セミナー・イベントの参加者は8000名を超え、毎年多くの団体の個別運営相談にのっている。血縁・地縁・社縁などコミュニティとつながりが希薄化した現代日本社会に対して、新しいコミュニティのあり方を研究し、挑戦を続けている。



## ✕ 受講対象者・定員(先着順)

区内自治会町内会で活動している方：40名

(自治会町内会に関心がある方、非営利活動団体の組織運営に関心がある地域活動者も可)

## ✕ 申込方法

電子申請システムでの申請、または下記【申込事項】を記載の上 FAX でお申し込みください。

### 電子申請システム

右の二次元コードを読み込んでください。



FAX 045-948-2239

※様式は自由です。

## ✕ 申込事項

- ①タイトル：「都筑スタイル 学び合い交流セミナー申込」
- ②所属団体（自治会町内会や NPO 法人等の所属している団体名。ない場合は「なし」と記入）
- ③申込者氏名(ふりがな)
- ④電話番号
- ⑤E メールアドレス ※任意



申込締切：6月16日(月)17時

- ・いただいた個人情報は、都筑区役所及び株式会社イータウンの協働事業である「都筑の自治会町内会応援事業」の目的のみに使用します。
- ・当日の様子を撮影し、区のホームページや広報紙など「都筑の自治会町内会応援事業」の広報に使用する可能性がありますのでご了承ください。

問合せ先：都筑区地域振興課地域力推進担当 電話番号：045-948-2474 FAX：045-948-2239

本事業は、株式会社イータウンと横浜市都筑区の協働事業です。

## 鶴見川・早渕川周辺に設置した 防災用スピーカーの試験放送を実施します！

近年は、全国的に大規模な河川の氾濫や浸水による水害が多発し甚大な被害が発生しており、都筑区においてもいつ発生してもおかしくない状況です。都筑区では風水害対策の一つとして区独自の防災用スピーカーを鶴見川・早渕川周辺に 13 基設置しており、氾濫等が発生しそうなときには、この防災用スピーカーを活用して大雨に関する情報や避難情報などを川沿いの皆様方にお伝えしております。

今年度も、防災用スピーカーを一斉に鳴らし試験放送を実施いたします。近隣地域の皆様方におかれましては大きな音が鳴りますので、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

### 1 放送日時

令和 7 年 6 月 7 日（土） 10 時 00 分～10 時 10 分（予定）

### 2 放送する防災用スピーカーの設置場所

| 鶴見川沿い                      | 早渕川沿い                            |
|----------------------------|----------------------------------|
| ①川和車両基地（川和町 379）           | ⑧中川中学校グラウンド（大堀町 240）             |
| ②佐江戸公園（佐江戸町 276-1）         | ⑨大堀町公民館（大堀町 477）                 |
| ③川内自治会館（池辺町 4364-9）        | ⑩都筑消防署勝田訓練場<br>（勝田町 1091）        |
| ④日東樹脂工業(株)（池辺町 4792）       | ⑪早渕かなりあ公園（早渕3-42）                |
| ⑤川向町土木事務所資材置場<br>（川向町 155） | ⑫早渕三丁目旧こどもの遊び場<br>（早渕三丁目第三京浜高架下） |
| ⑥川向しものや公園（川向町 1266）        | ⑬東山田地域ケアプラザ<br>（東山田町 270）        |
| ⑦折本町西耕地公園（折本町 154-5）       |                                  |

※裏面の地図を参照ください。

### 3 内容

サイレン音及び試験放送を 5 分程度放送 します。

### 4 その他

大雨警報等の発表されたときなどは試験放送を中止します。

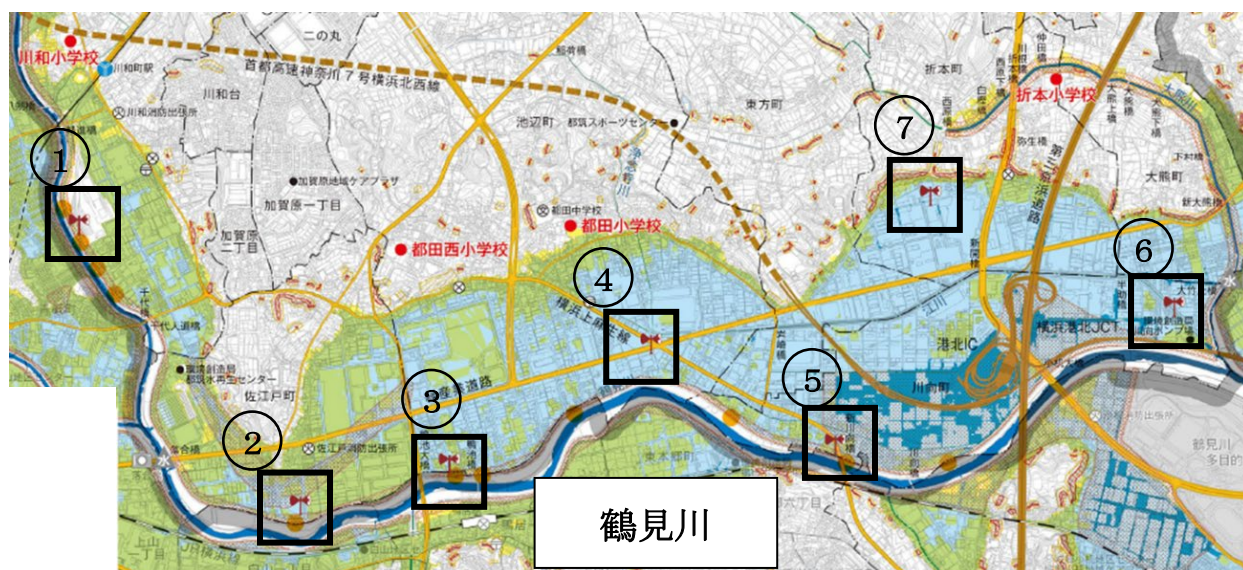


## 鶴見川・早渕川周辺にお住いの皆様へ！

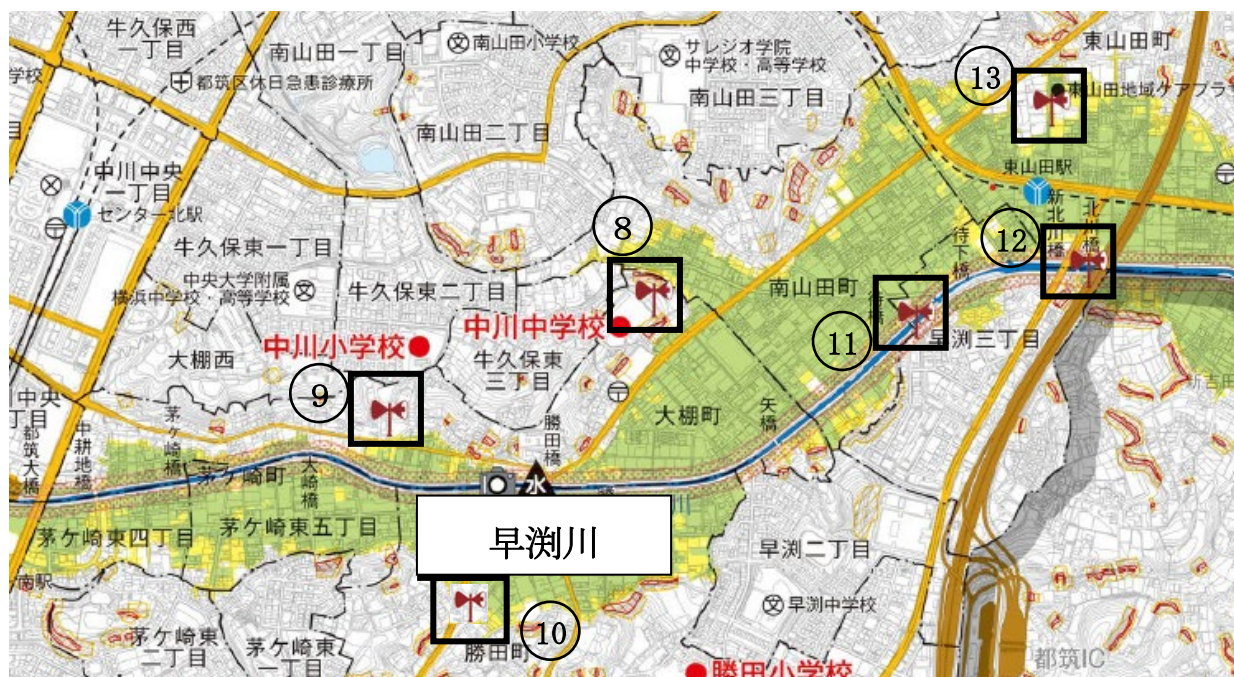
今回の試験放送では、どのような環境だと聞こえるか、各自宅等でご確認ください（窓を閉めていたら内容までは聞き取れないが、窓を開けることで聞き取れる等）。

なお、災害時は、防災用スピーカーのほか、市や区のウェブサイト、防災情報Eメール、関係機関と連携した車両による広報などにより皆様方に情報をお伝えしております。

### <鶴見川沿い防災用スピーカーの設置場所>



### <早渕川沿い防災用スピーカーの設置場所>



お問合せ先：都筑区役所総務課  
末松、井出  
電話番号：948-2212

自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充について  
【情報提供】

1 趣旨

本市では、地震火災の被害を抑え、共助による防災活動を活性化するため、自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し補助を行っています。

このたび、令和 7 年 3 月の「横浜市地震防災戦略」の刷新に合わせ、補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要及び変更点

防災まちづくり活動を更に広く普及させるため、重点対策地域及び対策地域（【参考】参照）のみだった補助対象地域を全市に拡大します。

詳細は別紙「身近なまちの防災施設整備事業補助」をご覧ください。

表 令和 7 年度以降の補助上限額・補助率（下線部は拡充箇所）

| 項目             |       | 重点対策地域                 | 対策地域 | その他                 |
|----------------|-------|------------------------|------|---------------------|
| 防災広場           | 補助率   | <u>10/10</u><br>(9/10) | 9/10 | <u>5/10</u> （なし）    |
|                | 補助上限額 | 150万円                  |      | <u>75万円</u> （なし）    |
| その他（避難経路、防災設備） | 補助率   | 9/10                   |      | <u>5/10</u> （なし）    |
|                | 補助上限額 | 30～50万円                |      | <u>15～25万円</u> （なし） |

※（ ）内は令和 6 年度の補助内容

### 【参考】重点対策地域・対策地域について

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として、延焼危険性が高い地域を対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

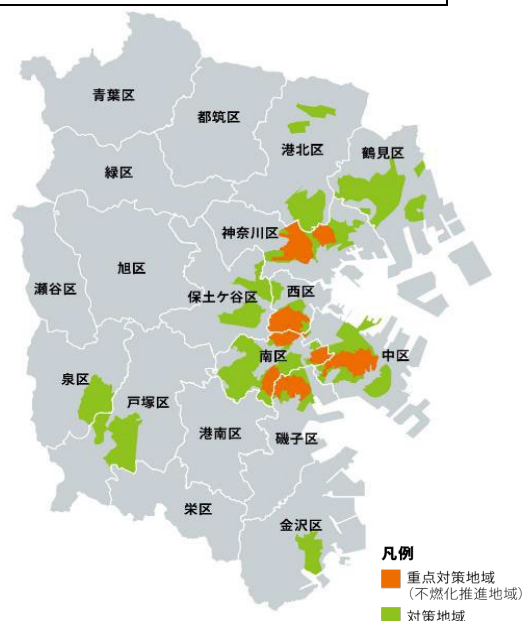
### 【重点対策地域】

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

### 【対策地域】

鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部

### 重点対策地域、対策地域の区域図



### 「身近なまちの防災施設整備事業補助」ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/mijika/>



都市整備局防災まちづくり推進課

担 当 大野、瓦谷

電 話 671-3595

F A X 663-5225

電子メール tb-bousai@city.yokohama.lg.jp





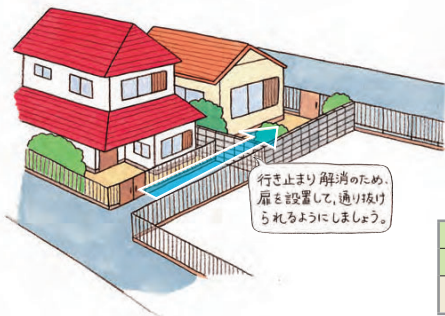


## 補助の内容

## 地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「**まちの避難経路**」、いつとき避難のできる「**まちの防災広場**」、災害時に必要な「**まちの防災設備**」の整備等に対し、補助を行います。

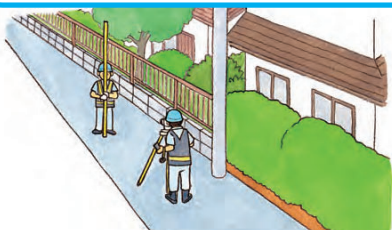
## 「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等  
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者  
 主な要件：①10年以上維持管理されること  
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

| 重点対策地域・対策地域 |      | その他の地域 |      |
|-------------|------|--------|------|
| 補助率         | 上限額  | 補助率    | 上限額  |
| 10分の9       | 30万円 | 10分の5  | 15万円 |

## 「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置  
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者  
 主な要件：①10年以上維持管理されること  
 ②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること  
 ③私道であること<sup>注1)</sup>

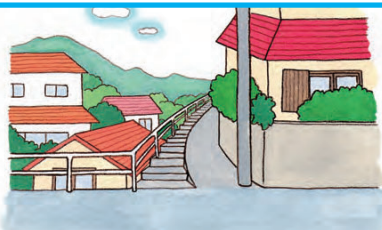
| 重点対策地域・対策地域 |      | その他の地域 |      |
|-------------|------|--------|------|
| 補助率         | 上限額  | 補助率    | 上限額  |
| 10分の9       | 50万円 | 10分の5  | 25万円 |

注1)「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます

注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

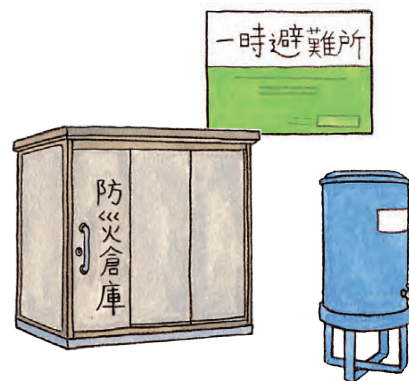
## 「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消、手すりの設置等  
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者  
 主な要件：①10年以上維持管理されること  
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること  
 ③私道であること

| 重点対策地域・対策地域 |      | その他の地域 |      |
|-------------|------|--------|------|
| 補助率         | 上限額  | 補助率    | 上限額  |
| 10分の9       | 50万円 | 10分の5  | 25万円 |

## 「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置  
 対象者：自治会町内会等の団体  
 主な要件：①10年以上維持管理されること  
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること  
 ③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること  
 ④法令等に適合しているものであること

| 重点対策地域・対策地域 |      | その他の地域 |      |
|-------------|------|--------|------|
| 補助率         | 上限額  | 補助率    | 上限額  |
| 10分の9       | 50万円 | 10分の5  | 25万円 |

## 「まちの防災広場」整備

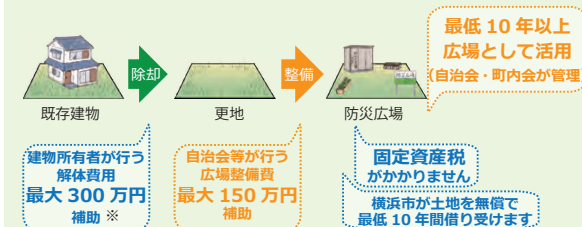


補助対象：まちの防災広場の整備  
 対象者：自治会町内会等の団体  
 主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること  
 ②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること  
 ③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

|                     | 補助率    | 上限額   |
|---------------------|--------|-------|
| 重点対策地域              | 10分の10 | 150万円 |
| 対策地域 <sup>注1)</sup> | 10分の9  | 150万円 |
| その他の地域              | 10分の5  | 75万円  |

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る。）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

## 〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



## 〈老朽建築物等の除却費用の補助〉

|             | 補助率    | 上限額   |
|-------------|--------|-------|
| 重点対策地域・対策地域 | 10分の10 | 300万円 |
| その他の地域      | —      | —     |

※「その他の地域」は対象外です